「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者•介護保険事業計画

令和3年度~令和5年度

(「中間のまとめ」たたき台)

令和2年9月 文 京 区

目 次

| 第 | 1章 | 策定の考え方 | . 1 |
|-----------------------|-------------------|---|----------------|
| 1 2 3 4 5 | 計画の 計画を 計画の | D目的 D性格・位置づけ 策定の検討体制 D期間 D推進に向けて | .2 .3 .4 |
| 第2 | 2章 | 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標 | 7 |
| 1 2 | | 里念目標 | |
| 第3 | 3章 | 高齢者を取り巻く現状と課題 | 9 |
| 1 2 | _ | 区の地域特性 皆等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題 | |
| 第∠ | 1章 | 主要項目及びその方向性 | 47 |
| 1 2 3 4 | 在宅† | でともに支え合うしくみの充実 ナービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組 で豊かな暮らしの実現 こいう時のための体制づくり | .47 .48 |
| 第5 | 章 | 計画の体系と計画事業 | 49 |
| 1 2 [資 | 計画 | D体系 事業 可の体系と計画事業の全体図 | .54 |
| 第6 | 章 | 地域包括ケアシステムの推進 | 85 |
| 1 [資 | | 図括ケアシステムの実現に向けた取組図をが描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図 | |

第1章

策定の考え方

1

計画の目的

わが国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国によれば、2019 年 9 月 15 日現在の推計で総人口は前年と比べて約 26 万人減少している一方、65 歳以上(高齢者)の人口は、約 32 万人増加し、総人口に占める割合は 28.4%と 0.3 ポイント増加し、過去最高となっています。

また、75歳以上の後期高齢者の人口は53万人増(0.5ポイント上昇)、80歳以上の人口は21万人増(0.2ポイント上昇)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年(平成 37年) まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040年(平成 52年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、同様の推移をたどることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護保険サービスなどの社会保障制度の持続可能性が求められています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者及び介護 と育児に同時に直面するダブルケアなどが課題となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症等、新たな感染症の出現、拡大は、地域の介護サービス基盤に大きな影響を受けることが懸念されており、対応が課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年4月施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。

また、平成 29 年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の観点から、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療と介護の連携の推進」などが盛り込まれました。

さらに、令和2年6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

本区では、これらを踏まえ、2025年(令和7年)や2040年(令和27年)を見据えた中長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和3年度~令和5年度)を策定します。

2 計画の性格・位置づけ

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、 計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

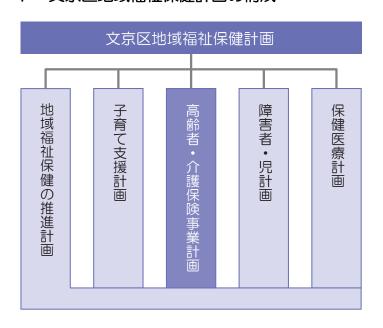
老人福祉法より抜粋

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

介護保険法より抜粋

- 第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。) を定めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

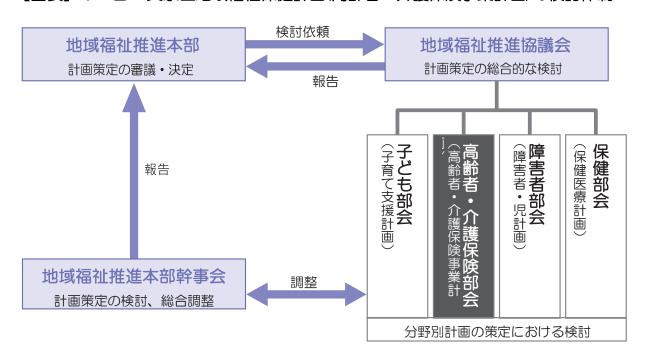
【図表】1-1 文京区地域福祉保健計画の構成



3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として 文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行いました。文京区地域福祉推進本部 は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行いました。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会 (文京区地域包括ケア推進委員会※)において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から 協議し、検討を行いました。
 - ※文京区地域包括ケア推進委員会は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療 関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護(予防)サービス事業者の代表者、 地域の高齢者に関係する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。
- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行いました。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、 パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行いました。

【図表】1-2 文京区地域福祉保健計画(高齢者・介護保険事業計画)の検討体制



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、令和5年度に 見直しを行います。

【図表】1-3 計画期間



5 計画の推進に向けて

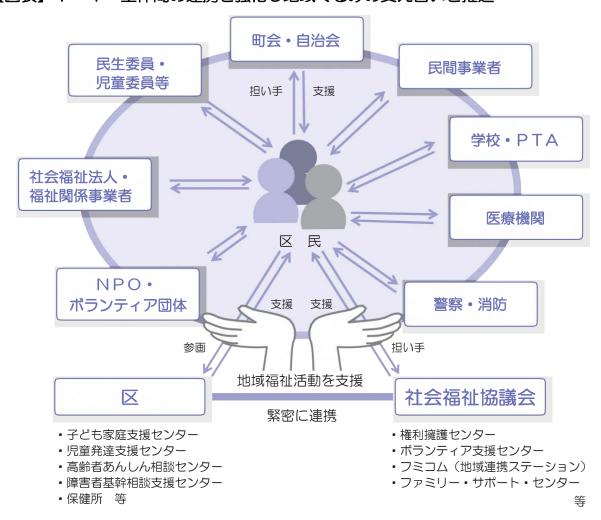
1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに 広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する 担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、 地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、 地域の主体的な活動への積極 的な支援や様々な主体間の連携を促進し、 各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを 推進します。

【図表】1-4 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは?

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 6 NPO 等によるつながりを創出した地域課題への解決支援(地域連携ステーション)
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 11 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

また、文京区社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。 地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動 主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。 そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さん をはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

2) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者及び学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第2章

地域福祉保健計画の基本理念・ 基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、 高齢 者及び介護保険事業に係る施策の取組を推進していきます。

1

基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、 その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

¹ ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通 (ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう

² ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

³ ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立 した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、 互いに高め合い、役割を持つことができる地域 社会を目指します。

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

文京区の地域特性

1) 地域環境

①地理

本区は、東京 23 区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成 り立っています。この台地と低地の間には、最大で 25m前後の高低差があり、名が 付いた坂が100を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約 11.29km²、南北約 4.1km、東西約 6.1km、周囲は約 21km あ り、東京 23 区中 20 番目に大きい広さとなっています。

②地価水準

本区の令和2年における住宅地の平均公示地価は、東京23区中第5位であり、全 国的に見ても高い地価水準となっています。

③住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅(3階以上の共同住宅) の増加傾向が続いてます。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成20 年は68.9%でしたが、30年には74.9%となっています。

4)教育環境

本区では、19の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」 として知られるなど、教育環境に恵まれています。

⑤医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域 に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所 在しています。

6交通

本区には、近くにJR駅があり、地下鉄6路線が乗り入れ、21 駅が設置されてい ます。

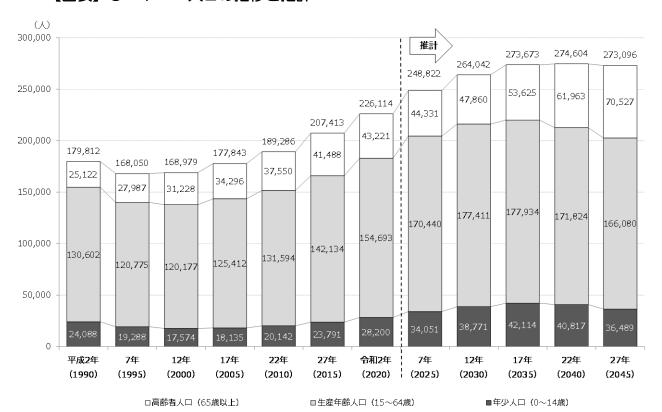
さらに、都営バスが 15 系統、コミュニティバス「B-ぐる」が2路線(千駄木・駒 込ルート/目白台・小日向ルート)運行しており、第3路線の運行を予定しています。

2)人口の状況

①人口の推移等

- 本区の人口は、令和2年1月1日現在で226,114人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和22年以降、減少に転じると推計しています。
- 高齢者人口(65歳以上)は、年々増加しており、令和2年1月1日現在で43,221人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(0~14歳)は、令和 17年以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

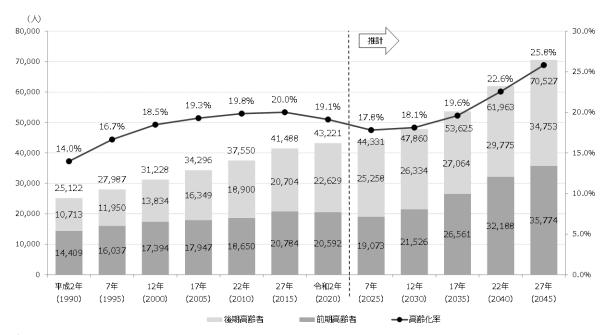
※ 令和7年度以降の推計は、「文の京」総合戦略の設定値等を用いて算出。

資料:〈平成2~令和2年〉住民基本台帳(各年1月1日現在)

②高齢者人口の推移

- 本区の令和 2 年 1 月 1 日現在における高齢化率は 19.1%となっており、区民の約5人に 1人が高齢者となっています。
- 高齢化率は平成 27 年から令和 7 年にかけて減少しますが、その後上昇傾向に転じ、令和 27 年には 25.8%、区民の約4人に1人が高齢者となると推計しています。
- 高齢者人口に占める後期高齢者(75 歳以上)の割合は、令和 7 年まで増え続けると推計 しています。令和 7 年における高齢者人口に占める前期高齢者(65 歳から 74 歳まで) の割合と比べると、両者で 14.0 ポイントの差に拡がると推計しています。

【図表】3-2 高齢者人口の推移と推計

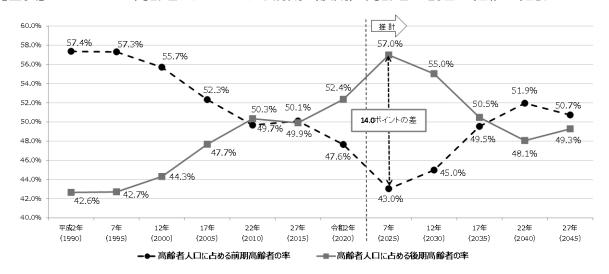


※グラフ上の数値は高齢者の人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

※令和7年度以降の推計は、【図表】3-1と同じ。

資料:〈平成2~令和2年〉住民基本台帳(各年1月1日現在)

【図表】3-3 高齢者人口に占める前期(後期)高齢者の割合の推移と推計

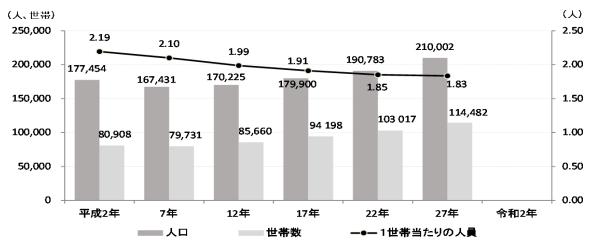


3)世帯の状況

①世帯の推移

- 世帯数は、平成2年は80,908 世帯でしたが、平成27年には114,482 世帯に増加しています。
- 1 世帯当たりの人数は、平成2年は 2.19 人でしたが、平成 27 年には 1.83 人となって おり、年々減少傾向にあります。

【図表】3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移

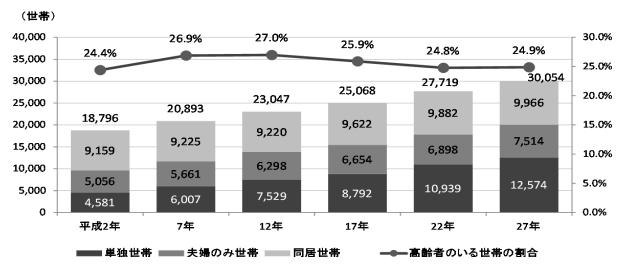


※(注) 平成 22 年までは外国人を含まない。 ※資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

②高齢者のいる世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、年々増加傾向にあり、平成 27 年には3万世帯を超えましたが、全世帯に対する割合は、およそ4世帯に1世帯の割合で推移しています。
- 高齢者単独世帯は、年々増加しており、平成27年には、高齢者のいる世帯の41.8%を占めています。一方、同居世帯の割合は、年々減少傾向にあります。

【図表】3-5 高齢者のいる世帯の推移



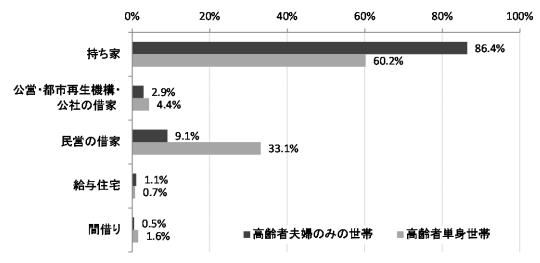
※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの

資料:国勢調査

4) 高齢者の住まいの状況

● 高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86.4%、高齢者単身世帯では60.2%が持ち家に居住しています。

【図表】3-6 高齢夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の住まい



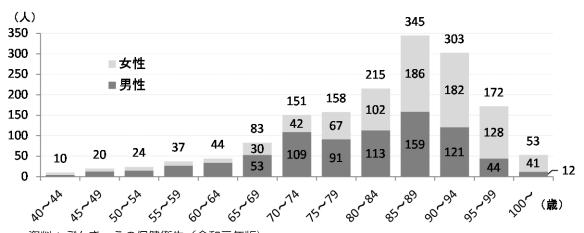
資料:国勢調査(平成27年)

5) 死亡状況及び健康寿命

1年 輸別死亡数

● 年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性、女性ともに85~89歳となっています。

【図表】3-7 5歳階級別の死亡の状況(平成30年度実績)



資料:ぶんきょうの保健衛生(令和元年版)

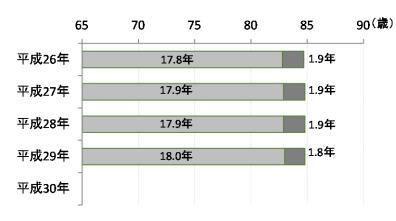
②65歳健康寿命

- 65 歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約 18 年、女性は約 21 年となっており、約3年の差があります。
- 寝たきり等の平均障害期間を比較すると、男性は約2年、女性は約4年となっており、約2年の差があります。
- 男性は、女性と比較して平均自立期間及び平均障害期間ともに短い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

<男性>

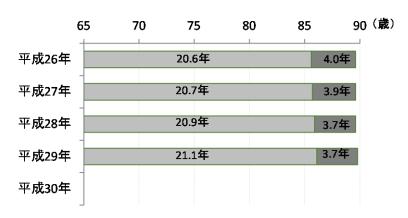
| 年次 | 65歳健康寿命 |
|-------|---------|
| 平成26年 | 82.8歳 |
| 平成27年 | 82.9歳 |
| 平成28年 | 82.9歳 |
| 平成29年 | 83.0歳 |
| 平成30年 | |



□平均自立期間 ■平均障害期間

く女性>

| 年次 | 65歳健康寿命 |
|-------|---------|
| 平成26年 | 85.6歳 |
| 平成27年 | 85.7歳 |
| 平成28年 | 85.9歳 |
| 平成29年 | 86.1歳 |
| 平成30年 | |



■平均自立期間 ■平均障害期間

※65 歳健康寿命(歳)=65 歳+65

※グラフは 65 歳の人が要介護認定(要介護 2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

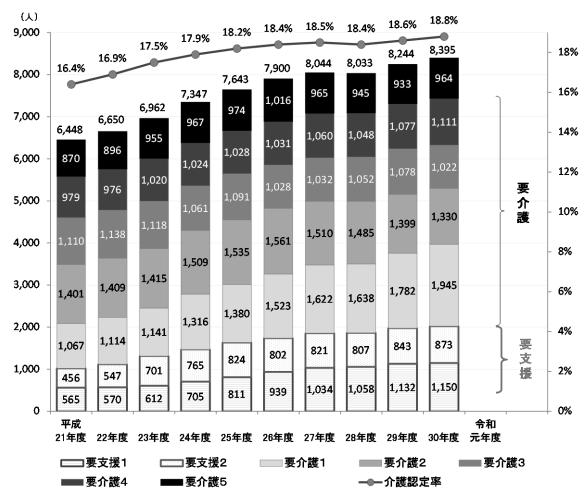
資料:ぶんきょうの保健衛生(令和元年版)

6)要介護・要支援認定者の状況

①介護度別要介護・要支援者認定数の推移

- 平成30年度の要介護・要支援認定者数は、8,395人となっています。平成21年度と比較すると、1,947人、約30.2%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は、上昇から横ばい傾向に推移しており、平成30年度は18.8%となっています。平成21年度と比較すると、2.4%の増となっています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数の推移



※棒グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。

ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみの算出

資料:文京の介護保険(令和元年版)

【図表】3-10 要介護認定率の推移

| | 平成21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 文京区 | 16.4% | 16.9% | 17.5% | 17.9% | 18.2% | 18.4% | 18.5% | 18.4% | 18.6% | 18.8% | |
| 都 | 15.8% | 16.5% | 17.0% | 17.7% | 17.7% | 18.0% | 18.1% | 18.3% | 18.7% | 19.1% | |
| 国 | 16.2% | 16.9% | 17.3% | 17.6% | 17.8% | 17.9% | 18.0% | 18.0% | 18.0% | 18.7% | |

資料:文京の介護保険(令和元年版)、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報(各年3月末現在)

②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

- 第1号被保険者の前期・後期高齢者別の推移をみると、平成 19 年度までは前期高齢者が 後期高齢者を上回っていましたが、平成 20 年度以降、後期高齢者が前期高齢者を上回っ ています。
- 前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 30 年度 は 3.8%となっています。
- 後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、上昇傾向から横ばいで推移しており、平成 30年度は32.2%となっています。

【図表】3-11 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

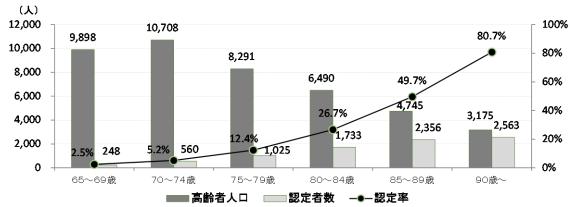


※ 各年度末の数値。 資料:文京の介護保険(令和元年度版)

③年齢別認定者数 • 認定率

- 年齢別に要介護・要支援認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は 5.2%以下に留まっています。
- 後期高齢者は、80~84歳の認定率が26.7%、85~89歳が49.7%、90歳以降になると80.7%になっており、年齢が上がるにつれ認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率

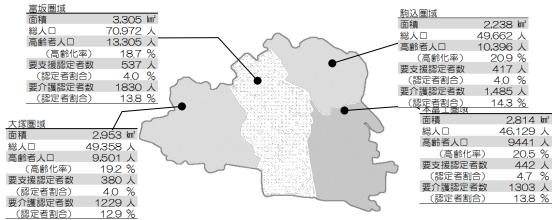


※高齢者人口(令和2年4月1日現在)認定者数(令和2年3月31日現在)

④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を進めるなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4 圏域は、高齢者とのかかわりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛 活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)を1か所、分室を1か 所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では、本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっています。
- ●要介護認定者数の割合では駒込圏域、要支援認定者数の割合では本富士圏域が他の圏域に 比べ高くなっています。

【図表】3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況

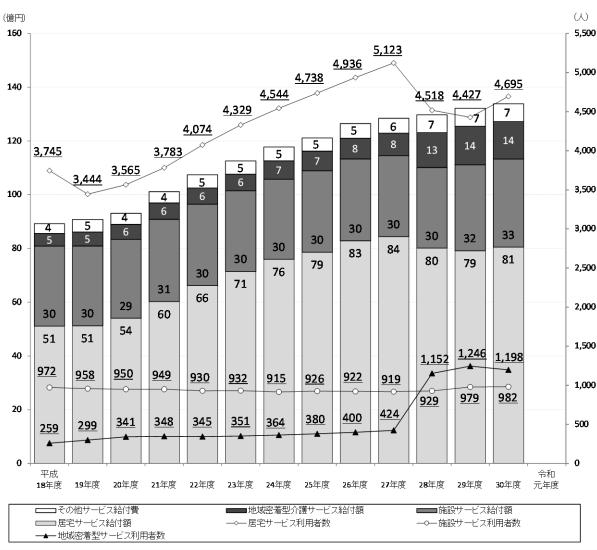


- ※ データは平成 29 年9月1日現在。
- ※ 要介護・要支援認定者数は、住所地特例者(文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度)を除く。

7) 介護給付費と利用者の推移

- 介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成 18 年度の 90 億円から 平成 30 年度は 135 億円と約 1.5 倍に増加しており、特に居宅サービス給付費の割合が 高くなっています。
- 地域密着型介護サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成 28 年度に大きく増加した後に横ばいで推移する一方、居宅サービスの利用者数は平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大きく減少した後、平成 30 年度には増加傾向に転じています。

【図表】3-14 介護給付費と利用者の推移



※ データは、平成 18 年度から令和元年度までの実績。

資料:文京の介護保険(令和元年版)

8) 保険料の推移

● 第1号被保険者の基準保険料は、第7期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図表】3-15 介護保険基準保険料の推移

| 介護保険事業 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 計画期間 | 平成12~ 14年度 | 平成15~ 17年度 | 平成18~ 20年度 | 平成21~ 23年度 | 平成24~ 26年度 | 平成27~ 29年度 | 平成30~ 令和2年度 |
| 介護保険 基準保険料 | 2,983円 | 3,317円 | 4,632円 | 4,381円 | 5,392円 | 5,642円 | 6,020円 |

9)介護サービス事業者の状況

● 平成 29 年における区内の介護サービス事業者数は、26 年と比較し、減少しています。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数

| | д С→В | | 介護 | | | 介護予防 | |
|--------|---------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | サービス名 | 平成26年 | 平成29年 | 令和2年 | 平成26年 | 平成29年 | 令和2年 |
| 居宅介記 | 護支援·介護予防支援 | 53 | 51 | | 4 | 4 | |
| | 訪問介護 | 40 | 36 | | 39 | 36 | _ |
| | 訪問入浴介護 | 1 | 1 | | 1 | 1 | |
| | 訪問看護 | 17 | 19 | | 17 | 13 | |
| | 訪問リハビリテーション | 5 | 5 | | 5 | 3 | |
| 居 | 通所介護 | 39 | 14 | | 38 | 14 | |
| 宅サ | 通所リハビリテーション | 4 | 4 | | 3 | 3 | |
| l E | 短期入所生活介護 | 5 | 6 | | 5 | 6 | |
| ス | 短期入所療養介護 | 3 | 3 | | 3 | 2 | |
| | 特定施設入居者生活介護 | 7 | 7 | | 7 | 7 | |
| | 福祉用具貸与 | 14 | 10 | | 13 | 10 | |
| | 特定福祉用具販売 | 15 | 12 | | 15 | 12 | |
| | 小 計 | 150 | 117 | 0 | 146 | 107 | 0 |
| 施 | 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) | 5 | 5 | | | | |
| 設 サ | 介護老人保健施設(老人保健施設) | 2 | 2 | | | | |
| ľ | 介護療養型医療施設 | 1 | 1 | | | | |
| ス | 小 計 | 8 | 8 | 0 | | | |
| | 夜間対応型訪問介護 | 1 | 1 | | | | |
| 地 | 認知症対応型通所介護 | 8 | 8 | | 8 | 8 | |
| 域密 | 小規模多機能型居宅介護 | 3 | 3 | | 2 | 2 | |
| 着 型 | 看護小規模多機能型居宅介護 | | 1 | | | | |
| # # | 認知症対応型共同生活介護 | 6 | 7 | | 5 | 6 | |
| ť | 定期運回·随時対応型訪問介護看護 | 1 | 1 | | | | |
| ス | 地域密着型通所介護 | | 24 | | | | |
| | 小 計 | 19 | 45 | 0 | 15 | 16 | 0 |
| | 合 計 | 177 | 170 | 0 | 161 | 123 | 0 |

資料:文京の介護保険(令和元年版)

10)認知症について

①認知症とは

- 脳の病気などが原因で脳の働きが悪くなると、認知機能(記憶する、思い出す、計算する、 判断するなどの機能)が低下し、生活のしづらさが現れます。
- この状態のことを認知症といいます。65 歳未満で発症した場合、若年性認知症といわれています。

②認知症高齢者の状況

● 要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度 II a ランク以上と判断された高齢者は、令和 2年4月5,272人で、全体の約61.2%を占めています。

単位:人

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度

| 認知症高齢者の日常生活自立度 | | | | | | | | 合計 | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
| | 自立 | Ι | Ⅱa | Ⅱb | Шa | Шb | IV | М | 小計 | |
| 平成30年4月 | 1,733 | 1,470 | 914 | 1,383 | 1,355 | 429 | 820 | 138 | 5,039 | 8,242 |
| 平成31年4月 | 1,827 | 1,470 | 911 | 1,421 | 1,423 | 433 | 804 | 143 | 5,135 | 8,432 |
| 令和 2 年 4 | 1,840 | 1,496 | 984 | 1,463 | 1,495 | 443 | 757 | 130 | 5,272 | 8,608 |
| 月 | | | | | | | | | | |

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

| ランク | 判定基準 |
|------|---|
| Ι | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。 |
| II a | 家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 |
| II b | 家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 |
| Шa | 日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。 |
| Шb | 夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが 時々見られ、介護を必要とする。 |
| IV | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 |
| М | 著しい精神症状や問題行動(周辺症状)あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を 必要とする。 |

③認知症サポート医等の状況

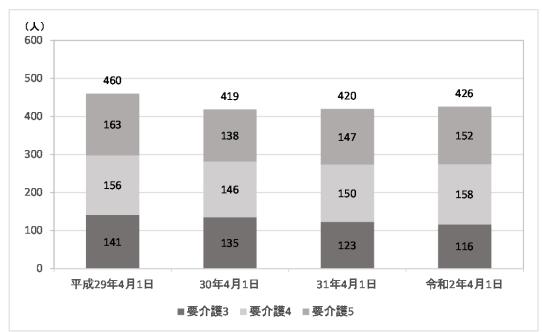
- 区内の認知症サポート医 1は41 人となっています。
- ◆ かかりつけ医認知症研修受講医師は52人、認知症サポート医等フォローアップ研修受講 医師は18人となっています。

¹ 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修 を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

11)特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

- 特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成 30 年度以降、約 420 人前後で推移しています。
- 令和2年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が29.3%、要介護4が35.7%、要介護5が35.0%となっています。

【図表】3-19 特別養護老人ホーム入所希望者の推移



- ※ 介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護者人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。
- ※ 本区では特別養護者人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先 入所する制度を導入している。

2

高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和元年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】3-20 令和元年度高齢者等実態調査の概要

| 調査 期間 | 令和元年 10月4日~10月31日 | | | | | | | | | |
|-----------|--|--|--------------------|------------------------------------|----------------------------------|--|--|--|--|--|
| | 第 1 号 被保険者 | ミドル・ シニア | 要介護 | 認定者 | 介護サービ ス事業所 | 介護 事業 従 事者 | | | | |
| 調査対象者 | 要介護1~ 5以外の 65歳以 の介護保険 被保険者 | 要介護・要支 援認定を受けている 50~64歳 の介護保険 被保険者 | 在宅の要介護認定者及びその家族 | 在宅の要介護認生・5)及びその要介護(郵送)を ※要分と 重複しない | 区内で介護 サービス事 業所を運営 する事業者 | 区内の介護 サービス事 業所に勤務 する介護事 業従事者 | | | | |
| 配布数 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | _ | <mark>144</mark> | 720 | | | | |
| 有効回 答数 | 2,079 | 1,607 | 1,555 | 94 | 85 | 325 | | | | |
| 有効 回収率 | <mark>69.3%</mark> | <mark>53.6%</mark> | <mark>51.8%</mark> | - | 59.0% | <mark>45.1%</mark> | | | | |
| 略 称 | 第1号• 要支援 | ミドル・ シニア | 要介護 (郵送) | 要介護 (聞き取り) | 事業所 | 従事者 | | | | |

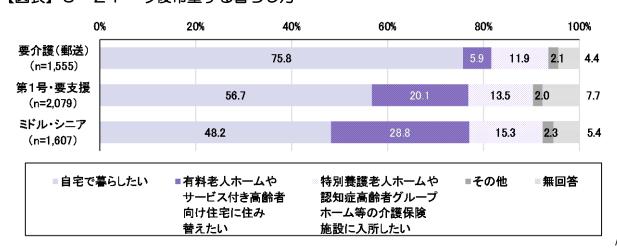
※図表中の「n」は設問ごとの回答者総数

1) 今後希望する暮らし方等について

①今後希望する暮らし方

● 「自宅で暮らしたい」割合は〔要介護(郵送)〕75.8%、〔第1号・要支援〕56.7%、〔ミドル・シニア〕48.2%となっています。

【図表】3-21 今後希望する暮らし方



22

②現在の生活上の不安

● 〔第1号・要支援〕、〔ミドル・シニア〕ともに「自分の健康に関すること」が最も高く、その他「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」、「介護をしてくれる人がいない」が順に高くなっています。

【図表】3-22 現在の生活上の不安<mark>(複数回答、特にない・無回答を除く上位5位のみ)</mark>

| | 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|--------------------------------|----------|--------------------------------|-------|
| 第1位 | 自分の健康に関すること | 49.8% | 自分の健康に関すること | 40.9% |
| 第2位 | 自分が認知症や寝たきりなどにより介 護が必要になること | 71 1 11% | 自分が認知症や寝たきりなどにより介 護が必要になること | 37.3% |
| 第3位 | 地震などの災害時の備えや対応方法 | 25.8% | 地震などの災害時の備えや対応方法 | 31.1% |
| 第4位 | 介護をしてくれる人(家族等)がいない こと | 14.9% | 介護をしてくれる人(家族等)がいない こと | 16.8% |
| 第5位 | 夜間や緊急時に対応してくれる人が いないこと | 13.3% | 財産の管理や相続に関すること | 14.5% |

③地域とのつながり・地域活動

- 参加している活動のうち「収入のある仕事」については〔第1号・要支援〕が24.6%に対し、〔ミドル・シニア〕は63.2%となっています。
- 「収入のある仕事」以外については、〔第1号・要支援〕〔ミドル・シニア〕ともに「スポーツ関係のグループやクラブ」「趣味関係のグループ」が多くあげられています。なお、「ボランティアのグループ」は、〔第1号・要支援〕8.0%、〔ミドル・シニア〕8.3%と少ない割合となっています。

【図表】3-23 参加している活動(複数回答)

| | 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|------------------|-------|------------------|-------|
| 第1位 | スポーツ関係のグループやクラブ | 26.0% | 収入のある仕事 | 63.2% |
| 第2位 | 趣味関係のグル―プ | 25.7% | スポーツ関係のグループやクラブ | 25.8% |
| 第3位 | 収入のある仕事 | 24.6% | 趣味関係のグル―プ | 21.5% |
| 第4位 | 町内会·自治会 | 12.4% | 町内会·自治会 | 12.2% |
| 第5位 | 学習・教養サークル | 11.0% | ボランティアのグループ | 8.3% |
| 第6位 | ボランティアのグループ | 8.0% | 学習・教養サークル | 8.3% |
| 第7位 | 老人クラブ | 3₋5% | 老人クラブ | 0.2% |

● 地域づくりを進める活動への参加ついては、〔第1号・要支援〕56.8%、〔ミドル・シニア〕 66.0%となっています。

【図表】3-24 地域づくりを進める活動

| | 第1号·要支援(n=2,079) | | | ミドル・シニア(n=1,607) | | |
|---------|------------------|-------|-------|------------------|-------|-------|
| 是非参加したい | | 参加したい | 6.9% | | 参加したい | 7.4% |
| 参加してもよい | | 56.8% | 49.9% | | 66.0% | 58.6% |
| 参加したくない | | | 34.2% | | | 32.5% |
| 無回答 | | | 9.0% | | | 1.6% |

4認知症について

● 〔要介護(聞き取り)〕現在抱えている傷病のうち「認知症」が 53.2%と最も高くなっています。

【図表】3-25 現在抱えている傷病について (複数回答、上位3位のみ)

| | 要介護(聞き取り)(n=94) | | | | | |
|-----|------------------------|---------------|--|--|--|--|
| 第1位 | 認知症 | 53 ₋2% | | | | |
| 第2位 | 筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等) | 27.7% | | | | |
| 第3位 | 脳血管疾患(脳卒中) | 21.3% | | | | |

● 〔要介護(聞き取り)〕現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等の うち、「認知症への対応」は34.1%となっています。

【図表】3-26 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等 (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(聞き取り)(n=85) | |
|-----|-----------------|-------|
| 第1位 | 夜間の排泄 | 35.3% |
| 第2位 | 認知症状への対応 | 34.1% |
| 第3位 | 屋内の移乗・移動 | 29.4% |
| 第4位 | 日中の排泄 | 24.7% |
| 第5位 | 食事の介助(食べる時) | 22.4% |

● 認知症のケアや支援制度について知っていることについて、いずれの対象者も「認知症の 診断を受け治療することで、進行を遅らせることができるが最も多くなっています。

【図表】3-27 認知症のケアや支援制度について知っていること (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号·要支援(n=2,0 | 079) | ミドル・シニア(n=1,6 | 07) |
|-----|--|-------|--|-------|---|--------------------|
| 第1位 | 認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる | 61.2% | 認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる | 74.7% | 認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる | 85 ₋ 4% |
| 第2位 | 認知症の症状は、対応 の仕方で改善することが ある | 40.5% | 認知症の症状は、対応 の仕方で改善することが ある | 55.9% | 認知症の症状は、対応 の仕方で改善することが ある | 60.6% |
| 第3位 | 認知症の種類によって は、治るものもある | 28.0% | 1日30分以上歩くこと が、認知症のリスクを低 くすることにつながる | 42.5% | 成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる | 40.6% |
| 第4位 | 1日30分以上歩くこと が、認知症のリスクを低 くすることにつながる | 27.4% | 認知症の種類によって は、治るものもある | 35.9% | 自分が地域の中で役割 を持てていると感じること が、認知症のリスクを低 くすることにつながる | 37.6% |
| 第5位 | 高齢者あんしん相談センターは、認知症の人や家族の相談窓口である | 26.3% | 成年後見制度を利用することで、財産管理や契約を手助けしてもらえる | 30.3% | 1日30分以上歩くこと が、認知症のリスクを低 くすることにつながる | 34.4% |

● 認知症に関する区の事業について「知っているものはない」が<mark>〔要介護(郵送)〕50.0%、</mark> 〔第1号・要支援〕51.7%、〔ミドル・シニア〕64.9%となっています。

【図表】3-28 認知症に関する区の事業の認知度 (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|--------------------------|-------|--------------------------|-------|-------------------|-------|
| 第1位 | 知っているものはない | 50.0% | 知っているものはない | 51.7% | 知っているものはない | 64.9% |
| 第2位 | 認知症に関する介護予 防事業 | 18.3% | 認知症に関する介護予 防事業 | 22.5% | 認知症に関する介護予 防事業 | 19.0% |
| 第3位 | 認知症家族交流会 | 16.1% | 認知症講演会 | 14.3% | 認知症家族交流会 | 11.3% |
| 第4位 | 認知症サポート医によ る、もの忘れ医療相談 | 11.6% | 認知症家族交流会 | 13.4% | 認知症講演会 | 10.8% |
| 第5位 | 認知症講演会 | 10.7% | 認知症サポート医によ る、もの忘れ医療相談 | 12.5% | 認知症カフェ(ぶんにこ) | 9.5% |

● 認知症に関する相談で利用すると思う窓口・機関については、〔要介護(郵送)〕〔第1号・要支援〕では「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「高齢者あんしん相談センター」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関専門外来」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」が多くなっています。

【図表】3-29 利用が想定される認知症相談窓口について (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,5 | 555) | 第1号·要支援(n=2,6 | 079) | ミドル・シニア(n=1,6 | 07) |
|-----|-----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|
| 第1位 | かかりつけ医、又は認知 症サポート医 | 50.8% | かかりつけ医、又は認知 症サポート医 | 49.1% | 医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など) | 52.7% |
| 第2位 | 高齢者あんしん相談セン ター | 37.4% | 高齢者あんしん相談センター | 40.0% | かかりつけ医、又は認知 症サポート医 | 44.5% |
| 第3位 | 医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など) | 24.2% | 医療機関専門外来(認知症外来、もの忘れ外来など) | 36.7% | 高齢者あんしん相談セン ター | 39.6% |
| 第4位 | 区役所の相談窓口 | 19.8% | 区役所の相談窓口 | 32.3% | 区役所の相談窓口 | 35.3% |
| 第5位 | 認知症疾患医療センター (順天堂大学医院の専 門窓口) | 12.3% | 認知症疾患医療センター (順天堂大学医院の専 門窓口) | 22.7% | 認知症疾患医療センター (順天堂大学医院の専 門窓口) | 26.8% |

● 認知症についての情報収集の方法は、「要介護(郵送)」〔第1号・要支援〕が「医療機関の相談窓口」、「家族、知人、友人の口コミ」が多いのに対し、〔ミドル・シニア〕では「医療機関が発信するインターネットの情報」、「行政機関が発信するインターネットの情報」が多くなっています。

【図表】3-30 認知症についての情報収集の方法(複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|--------------------------|-------|--------------------------|-------|------------------------------------|-------|
| 第1位 | 医療機関の相談窓口 | 47.8% | 医療機関の相談窓口 | 52.5% | 医療機関が発信するイン ターネットの情報 | 63.6% |
| 第2位 | 家族、知人、友人の口コミ | 37₋5% | 家族、知人、友人の口コミ | 39.9% | 行政機関が発信するイン ターネットの情報 | 46.5% |
| 第3位 | 行政機関の窓口 | 18.5% | 行政機関の窓口 | 35.3% | 医療機関の相談窓口 | 40.6% |
| 第4位 | 行政機関が発行する区 報や各種パンフレット | 16.1% | 医療機関が発信するイン ターネットの情報 | 26.9% | 家族、知人、友人の口コミ | 35.0% |
| 第5位 | 医療機関が発信するイン ターネットの情報 | 15.6% | 行政機関が発行する区 報や各種パンフレット | 24.4% | 医療機関や行政機関以 外が発信するインター ネットの情報 | 33.4% |

■ 認知症に対する本人や家族への支援として「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が上位となっています。

【図表】3-31 認知症高齢者のいる家族に必要な支援(複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号·要支援(n=2,079) | |
|-----|---|-------|---|-------|
| 第1位 | 介護者が休息できるよう、認知症の方 を預かるサービス | 50.4% | 介護者が休息できるよう、認知症の方 を預かるサービス | 57.9% |
| 第2位 | 認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援 | 35.8% | 認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援 | 49.8% |
| 第3位 | 通所サービス | 30.8% | 認知症検診などにより、自分自身の 健康チェックを行う機会 | 35.0% |
| 第4位 | 認知症検診などにより、自分自身の 健康チェックを行う機会 | 25.9% | 認知症を理解するための講座 | 31.4% |
| 第5位 | 認知症を理解するための講座 | 23.6% | 通所サービス | 23.9% |

主な課題等

- 高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制の強化が課題となります。
- 地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援が課題となります。
- 興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を整えることが 課題となります。
- 認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報 提供、相談・連携体制の構築が課題となります。
- 認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができるよう、地域の理解や協力が課題となります。

2)区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

①高齢者施策・介護保険事業について区に力を入れてほしいこと

● 〔要介護(郵送)〕区に力を入れてほしい事業について「特別養護者人ホームなどの施設サービスの充実」が40.1%、「介護保険サービスの情報提供」が38.4%、「認知症高齢者に対する支援」が38.2%となっています。

【図表】3-32 高齢者施策、介護保険事業について、 (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | |
|-----|-----------------------|---------------|
| 第1位 | 特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実 | 40 ₋1% |
| 第2位 | 介護保険やサービスの情報提供 | 38.4% |
| 第3位 | 認知症高齢者に対する支援 | 38.2% |
| 第4位 | 健康管理、介護予防 | 35.2% |
| 第5位 | 相談体制の充実 | 28.0% |

②高齢者あんしん相談センターの認知度

● 高齢者あんしん相談センターについて、「知らない、聞いたことがない」割合が〔要介護(郵送)〕 18.0%、〔第1号・要支援〕30.4%、〔ミドル・シニア〕51.8%となっています。

【図表】3-33 高齢者あんしん相談センターの認知度(複数回答)

| | 項目 | 要介護(郵送) (n=1,555) | 第1号·要支援 (n=2,079) | ミドル・シニア (n=1,607) |
|----------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| ①知っている | | 78-8% | 64.8% | 45 ₋1% |
| | 名前を聞いたことがある | 42.9% | 43.6% | 30.1% |
| | どこにあるか知っている | 40.5% | 25.8% | 14.1% |
| | センターの役割を知っている | 25.3% | 18.4% | 13.4% |
| | 相談や連絡をしたことがある | 39.2% | 14.7% | 11.6% |
| ②知らない、聞いたことがない | | 18.0% | 30.4% | 51.8% |
| ③無 回 | 答 | 3.2% | 4.8% | 3.1% |

主な課題等

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための医療・介護サービスの充実が課題となります。
- ミドル・シニア世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めることが課題となります。

3) 医療について

①かかりつけ医等について

- 「かかりつけの医師がいる」は、〔要介護(郵送)〕では、94.3%、〔第1号・要支援〕82.7%、 〔ミドル・シニア〕、62.4%となっています。
- 「かかりつけの歯科医師がいる」は〔要介護(郵送)〕では、43.8%、〔第1号・要支援〕 58.2%、〔ミドル・シニア〕48.7%となっています。
- 「かかりつけの薬局がある」は、〔要介護(郵送)〕54.6%、〔第1号・要支援〕43.0%、 〔ミドル・シニア〕23.8%となっています。

【図表】3-34 かかりつけ医等の有無(複数回答)

| 項目 | 要介護(郵送) (n=1,555) | 第1号·要支援 (n=2,079) | ミドル・シニア (n=1,607) |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| かかりつけの医師がいる | 94.3% | 82.7% | 62.4% |
| かかりつけの歯科医師がいる | 43.8% | 58.2% | 48.7% |
| かかりつけの薬局がある | 54.6% | 43.0% | 23.8% |
| どれもない | 1.5% | 5.2% | 19.4% |
| 無回答 | 3.2% | 3.8% | 1.1% |

● 〔第1号・要支援〕在宅医療を認知したきっかけは、「医療機関からの紹介」13.9%、「「退院までの準備ガイドブック」、「文京かかりつけマップ」など区の出版物」10.0%となっています。

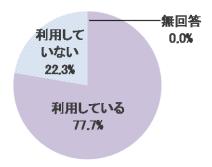
【図表】3-35 在宅医療認知の経緯(複数回答)

| 項 目 | 第1号·要支援 (n=2,079) |
|------------------------------------|----------------------|
| 医療機関からの紹介 | 13.9% |
| 介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介 | 6.7% |
| 医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談 | 1.4% |
| 高齢者あんしん相談センターへの相談 | 3.8% |
| 「退院までの準備ガイドブック」「文京かかりつけマップ」など区の出版物 | 10.0% |
| その他 | 24.5% |
| 無回答 | 46.3% |

②訪問診療について

● 〔要介護(聞き取り)〕訪問診療について「利用している」が77.7%となっています。

【図表】3-36 訪問診療の利用の有無(n=94)



● 1年間に訪問による治療(往診)を受けた割合は、「受けていない」が〔要介護(郵送)〕53.6% 〔第1号・要支援〕82.4%、となっています。

【図表】3-37 1年間に受けた訪問診療(往診)科目 (複数回答、無回答を除く上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号·要支援(n=2,079) | |
|-----|------------------|-------|------------------|-------|
| 第1位 | 受けていない | 53.6% | 受けていない | 82.4% |
| 第2位 | 内科 | 29.6% | 内科 | 6.7% |
| 第3位 | 歯科 | 14.5% | 歯科 | 4.6% |
| 第4位 | 整形外科 | 5.4% | 整形外科 | 2.4% |
| 第5位 | 循環器科 | 4.8% | 皮膚科 | 1.9% |

③医療連携の取組(事業所)

- 〔事業所〕医療との連携に取り組んでいる割合は85.9%で、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打合せ」が80.0%で、「主治医や病院の地域連携室等との連携」が65.9%、「個別ケース会議の実施」が34.1%で、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」が24.7%となっています。
- 〔事業所〕医療との連携を進めるために必要だと思うことに対する意見として、「連携を深めるための関係づくり」、退院後の情報をはじめとする「情報提供・情報共有」、SNS 等を利用した「連絡手段・ツール」についての意見がありました。

【図表】3-38 医療連携取組(複数回答)

| | 項 目 | 事業所(n=85) |
|--------|---------------------------|-----------|
| ①取り組んで | 85.9% | |
| | 入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打合せ | 80.0% |
| | 主治医や病院の地域連携室等との連携 | 65.9% |
| | 個別ケース会議の実施 | 34.1% |
| | 関係者間で情報を共有するシステムの活用 | 24.7% |
| | 事例検討会の実施 | 20.0% |
| | 各職種の専門性の相互理解のための研修会 | 16.5% |
| | 多職種をコーディネートする人材育成 | 3.5% |
| | その他 | 3.5% |
| ②特にない | | 10.6% |
| ③無回答 | | 3.5% |

④地域で暮らし続けるために必要なこと

● いずれの対象者も、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは「往診などの医療 サービスが整っている」、「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」が上位となっています。

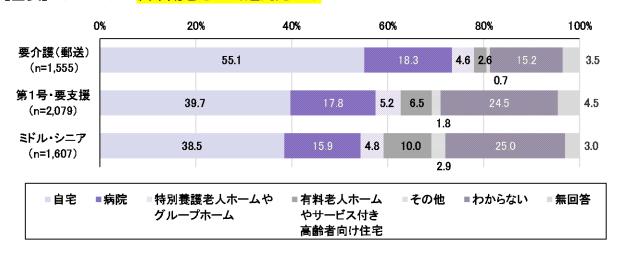
【図表】3-39 地域で暮らし続けるために必要なこと<mark>(複数回答、上位5位のみ)</mark>

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号•要支援(n=2,6 | 079) | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|--------------------------------|-------|------------------------|-------|--------------------------------|-------|
| 第1位 | 往診などの医療サービス が整っている | 49.2% | 往診などの医療サービス が整っている | | 往診などの医療サービス が整っている | 43.6% |
| 第2位 | 夜間や緊急時でも利用 できる介護サービスがあ る | 40.3% | 相談体制や情報提供が 充実している | 37.6% | 夜間や緊急時でも利用 できる介護サービスがあ る | 41.6% |
| 第3位 | 家族介護者を支援してく れる仕組みがある | 30.5% | 夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある | 33.9% | 相談体制や情報提供が 充実している | 37.0% |
| 第4位 | 身近な人による見守りや 助言がある | 29.6% | 家事などの生活を支援するサービスがある | 26.6% | 家事などの生活を支援す るサービスがある | 34.0% |
| 第5位 | 相談体制や情報提供が 充実している | 26.8% | 身近な人による見守りや 助言がある | 21.4% | 家族介護者を支援してく れる仕組みがある | 31.7% |

⑤終末期を迎える場所の希望

● 終末期を「自宅」で迎えたいと希望する人の割合は〔要介護(郵送)〕55.1%、〔第1号・ 要支援〕39.7%、〔ミドル・シニア〕38.5%となっています。

【図表】3-40 終末期をどこで迎えたいか



主な課題等

- ミドル・シニアへのかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進が 課題となります。
- 今後の在宅療養生活の増加を見据えた、在宅医療体制が必要となります。
- ◆ 介護サービス事業者と医療機関間の情報共有、連携促進が課題となります。
- 高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関の連携強化が課題となります。

4)介護サービス等について

①介護サービスの利用について

● 〔要介護(郵送)〕今後、<mark>利用したい</mark>介護保険サービス<mark>は、</mark>「福祉用具」が27.8%で最も高く、次いで「通所介護(デイサービス)」、「訪問介護(ホームヘルプ)」、「ショートステイ」となっています。

【図表】3-41 今後利用したい介護保険サービス<mark>(複数回答、上位5位のみ)</mark>

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | |
|-----|------------------|-------|
| 第1位 | 福祉用具 | 27.8% |
| 第2位 | 通所介護(デイサービス) | 27.5% |
| 第3位 | 訪問介護(ホームヘルプ) | 26.9% |
| 第4位 | ショートステイ | 25.7% |
| 第5位 | 特別養護老人ホーム | 21.2% |

● 現在、利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス<mark>は、</mark>〔要介護(郵送)〕は「掃除・洗濯」が11.4%、〔要介護(聞き取り)〕は「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が31.9%が最も多くなっています。

【図表】3-42 介護保険サービス以外の支援・サービス利用状況

(複数回答、利用していない・無回答を除く上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 要介護(聞き取り)(n=94) | |
|-----|-------------------------|-------|--------------------|-------|
| 第1位 | 掃除・洗濯 | 11.4% | 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 31.9% |
| 第2位 | 配食 | 10.9% | 配食 | 14.9% |
| 第3位 | 移送サービス(介護・福祉タクシー等) 9.6% | | 掃除・洗濯 | 9.6% |
| 第5世 | | 9.07 | 見守り、声かけ | 9.6% |
| 第4位 | 外出同行(通院、買い物など) | 8.4% | _ | _ |
| 第5位 | 買い物(宅配は含まない) | 7.8% | ゴミ出し | 8.5% |

● 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、〔要介護(郵送)〕〔要介護(聞き取り)〕ともに「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が最も多くなっています。

【図表】3-43 今後の在宅生活継続に必要と感じる支援・サービス (複数回答、特にない・無回答を除く上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 要介護(聞き取り)(n=94) | |
|-------|--------------------|--------|--------------------|-------|
| 第1位 | 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 30.7% | 移送サービス(介護・福祉タクシー等) | 31.9% |
| 第2位 | 外出同行(通院、買い物など) | 22-4% | 見守り、声かけ | 27.7% |
| 第3位 | 掃除•洗濯 | 21.4% | 掃除·洗濯 | 17.0% |
| 第4位 | 副会 | 18.7% | 調理 | 14.9% |
| - 第4世 | 配食 | 10-771 | 買い物(宅配は含まない) | 14.9% |
| 第5位 | 見守り、声かけ | 15.1% | _ | _ |

②介護者が不安に感じる介護等について

● 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が介護面で不安に感じることは、回答者に要介護1~2が多い〔要介護(郵送)〕で「外出の付き添い、送迎等」37.0%、「認知症状への対応」35.5%であり、要介護4~5が多い〔要介護(聞き取り)〕で「夜間の排泄」が35.3%、「認知症への対応」34.1%があげられています。

【図表】3-44 現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等 (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 要介護(聞き取り)(n=85) | |
|-----|------------------|-------|-----------------|-------|
| 第1位 | 外出の付き添い、送迎等 | 37.0% | 夜間の排泄 | 35.3% |
| 第2位 | 認知症状への対応 | 35.5% | 認知症状への対応 | 34.1% |
| 第3位 | 夜間の排泄 | 33.0% | 屋内の移乗・移動 | 29.4% |
| 第4位 | 入浴·洗身 | 30.6% | 日中の排泄 | 24.7% |
| 第5位 | 食事の準備(調理等) | 28.1% | 食事の介助(食べる時) | 22.4% |

● 〔要介護(郵送)〕主介護者に相談相手・相談機関は、「ケアマネジャー」69.2%、「家族・ 親族」54.8%となっています。

【図表】3-45 主介護者の相談相手・相談機関(複数回答、上位5位のみ)

| | 項目 | 要介護(郵送) (n=1,555) |
|------------|-----------|----------------------|
| ①ある | | 87.4% |
| | ケアマネジャー | 69.2% |
| | 家族•親族 | 54.8% |
| | 医師 | 38.3% |
| | 友人•知人 | 22.9% |
| | 介護サービス事業者 | 20.0% |
| ②誰にも相 | 談していない | 4.8% |
| ③わからな | い | 1.7% |
| ④無回答 | | 6.1% |

③事業所における取組状況について

● 〔事業所〕サービスの質を向上させるための取組<mark>は</mark>、「事業所内での研修・講習会」が82.4%、「苦情・相談の受付体制の整備」が69.4%となっています。

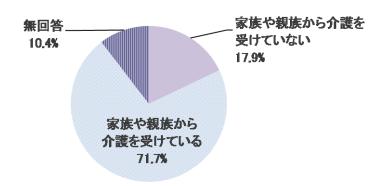
【図表】3-46 サービスの質を向上させるための<mark>取組(複数回答、上位5位のみ)</mark>

| | 事業所(n=85) | |
|-----|----------------|-------|
| 第1位 | 事業所内での研修・講習会 | 82.4% |
| 第2位 | 苦情・相談の受付体制の整備 | 69.4% |
| 第3位 | 外部の研修・勉強会への参加 | 64.7% |
| 第4位 | 個人情報の徹底管理 | 60.0% |
| 第5位 | サービス提供マニュアルの整備 | 49.4% |

④介護を行う家族への支援

● 〔要介護(郵送)〕要介護者が「家族又は親族の介護を受けている」割合は、71.7%となっています。

【図表】3-47 家族<mark>又は</mark>親族から<mark>の</mark>介護を受けてい<mark>るか(n=1,555)</mark>



◆ 介護を行っている主な人は、〔要介護(郵送)〕〔要介護(聞き取り)〕ともに「子」が最も多くなっています。

【図表】3-48 介護を行っている主な人

| 項目 | 要介護(郵送) (n=1,115) | 要介護(聞き取り) (n=85) |
|-------|----------------------|---------------------|
| 子 | 49.4% | 54.1% |
| 配偶者 | 32.4% | 29.4% |
| 子の配偶者 | 7.2% | 7.1% |
| その他 | 6.6% | 3.5% |
| 兄弟•姉妹 | 3.4% | 3.5% |
| 孫 | 0.5% | 1.2% |
| 無回答 | 0.4% | 1.2% |

● 主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人の介護や子育て等をしている」が「要介護者(郵送)〕18.9%、「要介護者(聞き取り)〕21.2%、「第1号・要支援〕20.9%、「ミドル・シニア〕36.8%となっています。

【図表】3-49 今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

| 項目 | 要介護(郵送) (n=1,115) | 要介護(聞き取り) (n=85) | 第1号·要支援 (n=206) | ミドル・シニア (n=228) |
|-----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| 他の人の介護や子育て等を している | 18.9% | 21.2% | 20.9% | 36.8% |
| 他の人の介護や子育て等を していない | 73.8% | 77.6% | 74.8% | 63.2% |
| 無回答 | 7.3% | 1.2% | 4.4% | 0.0% |

● 仕事と介護の両立のための勤務先からの効果的な支援について、〔要介護(郵送)〕では、 「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」の回答率が高く、〔要介護(聞き取り)〕では、「介護をしている従業員への経済的支援」の回答率が高くなっています。

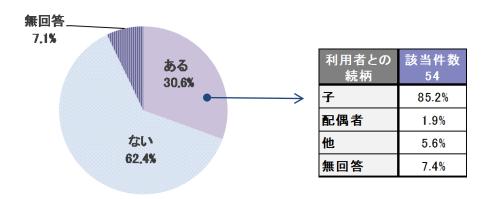
【図表】3-50 介護者の希望する就業支援(複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=467) | • | 要介護(聞き取り)(n=23) | | |
|-----|-----------------------------|------|------------------------------------|----------|--|
| 第1位 | 労働時間の柔軟な選択(フレックスタ イム制など) | 130人 | 自営業・フリーランス等のため、勤め 先はない | 10人 | |
| 第2位 | 介護休業・介護休暇等の制度の充実 | 128人 | 介護をしている従業員への経済的な 支援 | 8人 | |
| 第3位 | 制度を利用しやすい職場づくり | 107人 | 労働時間の柔軟な選択(フレックスタ イム制など) | 6人 | |
| 第4位 | 介護をしている従業員への経済的な 支援 | 人88 | 介護休業・介護休暇等の制度の充実 制度を利用しやすい職場づくり | 3人 3人 | |
| 第5位 | 自営業・フリーランス等のため、勤め 先はない | 86人 | - | _ | |

⑤介護サービス利用者家族について

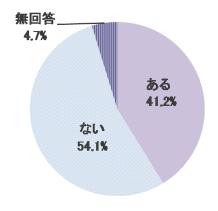
● 〔事業所〕利用者家族の「ひきこもり」と思われるケースの有無について、「ある」が30.6% あり、対象者を把握している事業所によると「ひきこもりと思われる家族の続柄」は、「子」が85.2%となっています。

【図表】3-51 利用者の家族の"ひきこもり"と思われるケース



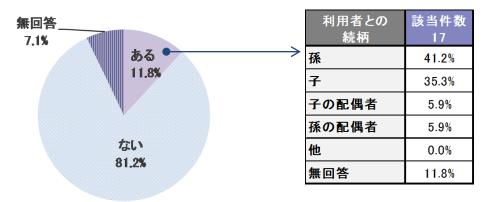
● 〔事業所〕「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が41.2%となっています。

【図表】3-52 利用者家族のダブルケアの有無



● ヤングケアラーの有無については、「ある」が 11.8%となっています。ヤングケアラーの 続柄は「孫」が 41.2%で最も多く、次いで「子」が 35.3%となっています。

【図表】3-53 ヤングケアラーのケース内容



⑥事業所取組について

● 〔事業所〕高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していることが「ある」事業者は 90.5%あります。

【図表】3-54 高齢者の権利擁護や虐待防止のために実施していること (複数回答)

| | 項目 | 事業所(n=85) |
|------------|----------------|-----------|
| ①実施し | ていることがある | 90.5% |
| | 法人(事業所)独自の研修 | 51.8% |
| | 外部で実施の研修 | 50.6% |
| | 対応マニュアルの作成 | 55.3% |
| | 対応責任者の設置 | 35.3% |
| | 通報体制の整備 | 35.3% |
| | その他 | 2.4% |
| ②特に到 | 尾施していない | 7.1% |
| ③無回 | | 2.4% |

主な課題等

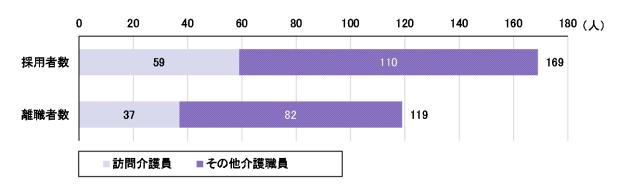
- 高齢者人口の増加を見据え、利用者のニーズを反映した介護サービスの提供が課題と なります。
- 高齢者や家族介護者を適切に介護サービスの利用につなげられる環境づくりが課題と なります。
- 仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど様々な形で介護 を担わなければならない家族への支援が課題となります。
- ひきこもりなど顕在化しにくい問題を抱える家庭に手を差し伸べやすい環境づくりが 課題となります。
- 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制の強化が 課題となります。

5)介護人材について

①介護人材確保・育成・定着について(事業所)

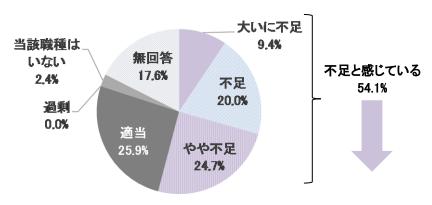
● 〔事業所〕平成30年度の従業員採用数は169人で、離職者数の119人を上回っています。

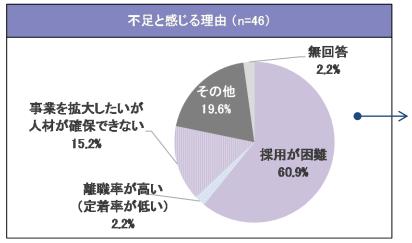
【図表】3-55 平成30年度の従業員採用者数と離職者数



● 〔事業所〕従業員を不足と感じている割合は 54.1%で、そのうち不足と感じる理由では 「採用が困難」が最も多く 60.9%となっています。採用が困難な原因として「待遇面の問題」35.7%、「給与面の問題」32.1%が上位 2 項目となっています。

【図表】3-56 従業員全体の過不足状況 (n=85)





| 採用が困難な原因 | (n=28) |
|----------|--------|
| 待遇面の問題 | 35.7% |
| 給与面の問題 | 32.1% |
| 精神的にきつい | 17.9% |
| わからない | 7.1% |
| 無回答 | 7.1% |

● 〔事業所〕今後取り組みたい人材確保策として、「ICT の活用」30.6%、次いで「高齢者の介護助手」22.4%、「在留資格『介護』『技能実習』『特定技能1号又は2号』による外国人労働者の受入」11.8%となっています。

【図表】3-57 今後取り組みたい人材確保策 (複数回答、その他・無回答を除く)

| | 事業所(n=85) | |
|-----|--|-------|
| 第1位 | ICTの活用 | 30.6% |
| 第2位 | 高齢者の介護助手 | 22.4% |
| 第3位 | 在留資格「介護」「技能実習」「特定技能1号又は2号」 による外国人労働者の受入 | 11.8% |
| 第4位 | 介護ロボットの導入 | 10.6% |
| 第5位 | 経済連携協定(EPA)等による外国人労働者の受入 | 9.4% |

(注) EPA···経済連携協定(Economic Partnership Agreement) のことです。

● 〔事業所〕介護福祉機器については、「介護記録をタブレット等で記録・管理する ICT 機器」が 23.5%、「ベッド」が 22.4%となっています。

【図表】3-58 介護福祉機器(介護ロボット・ICT機器等)の導入状況 (複数回答、上位5位のみ)

| | 事業所(n=85) | |
|-----|--|-------|
| 第1位 | 介護記録を欠レット等で記録・管理するICT機器 | 23.5% |
| 第2位 | ベッド(傾斜角度、高さが調整できるもの。マットレスは除く) | 22.4% |
| 第3位 | シャワーキャリー | 16.5% |
| ある世 | 車いす体重計 | 16.5% |
| 第5位 | 自動車用車いすリフト(福祉車両の場合は、車両本体を除いた リフト部分のみ) | 12.9% |

● 人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」89.4%、「給与・ 待遇」71.8%、「良好な従事者間管のコミュニケーション」が51.8%となっています。

【図表】3-59 人材の育成・定着のために有効なポイント(複数回答、上位5位のみ)

| | 事業所(n=85) | |
|-----|-------------------|-------|
| 第1位 | 働きやすい職場環境 | 89.4% |
| 第2位 | 給与·待遇 | 71.8% |
| 第3位 | 良好な従事者間のコミュニケーション | 51.8% |
| 第4位 | 福利厚生の充実 | 24.7% |
| 第5位 | 上司・管理者との相談体制の充実 | 23.5% |

ICT…情報通信技術(Information and Communication Technology)のことです。

介護助手・・・明確な定義はありませんが通常、掃除やベッドメーク、食事の配膳など介護の周辺業務を手掛ける職員を指します。1日3時間、週3日程度で勤務するケースが多く、高齢者の活躍の場として活かすことができ、介護職員の負担軽減につながるとして評価されています。

● 〔従事者〕介護人材を確保・定着するために必要なことは「基本賃金の水準を引き上げる」が83.4%、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」が45.5%となっています。

【図表】3-60 介護に携わる人材を増やすために必要なこと (複数回答、上位5位のみ)

| | 従事者(n=325) | |
|-----|----------------------------|-------|
| 第1位 | 基本賃金の水準を引き上げる | 83.4% |
| 第2位 | 休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する | 45.5% |
| 第3位 | キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みとする | 44.3% |
| 第4位 | 社会全体が福祉・介護職場のイメ―ジアップを図っていく | 34.5% |
| 第5位 | 資格取得手当などの諸手当を充実する | 29.8% |
| あり世 | 人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす | 29.8% |

②区からの支援について

● 〔事業所〕高齢者福祉施策や介護保険制度について区からの支援を望む項目として、「人材確保のための支援」や、「研修、勉強会の実施について」、「介護サービスについて」などが挙げられています。

【図表】3-61 高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援

| 項目 | 事業所(n=85) |
|------------------|-----------|
| 人材確保のための支援 | 7 |
| 研修、勉強会について | 7 |
| 介護保険サービスについて | 7 |
| 情報提供、情報開示について | 6 |
| 行政との連携について | 4 |
| 福祉避難所、災害時の備蓄について | 4 |
| 介護報酬、地域加算について | 2 |
| その他 | 4 |

主な課題等

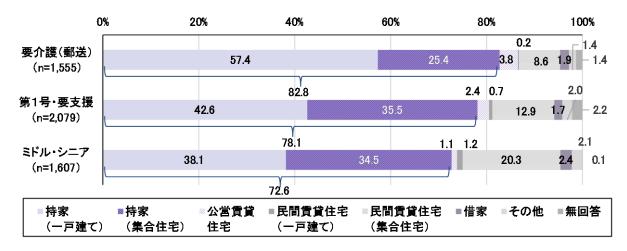
- 学生、介護経験者、元気高齢者、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等が課題となります。
- 従事者の待遇・給与改善、採用活動・人材育成支援等など、介護サービス事業所への 人材確保・定着の支援が課題となります。
- 従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者支援が課題となります。
- 事業所または従事者向けの研修支援・機会等の提供、参加支援が課題となります。
- 事業者と行政との連携強化が課題となります。

6) 住まいについて

①居住形態について

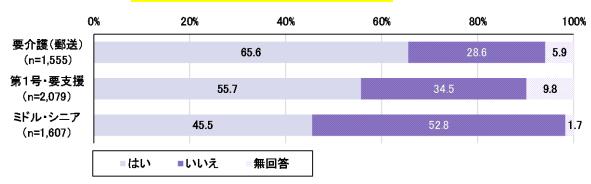
● 〔いずれの対象者も「持ち家」が最も多く、「持ち家」と「分譲マンション」を合わせると 70%を超えています。

【図表】3-62 住居形態



● 介護が必要な状態になった場合にも住み続けられる住まいである割合は、〔要介護(郵送)〕が 65.6%、〔第1号・要支援〕が 55.7%であるのに比べて、〔ミドル・シニア〕は 45.5%となっています。

【図表】3-63 今後介護が必要な状態になった場合に住み続けられる住まいか



● 〔要介護(郵送)〕施設等への入所・入居の検討状況は、要介護1~4で「入所・入居は検討していない」が最も多いが、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居の申し込みをしている」人の割合は、要介護度が上がるほど高くなり、要介護度5になると「入所・入居は検討していない」との割合が逆転します。

【図表】3-64 施設等への入所・入居<mark>について</mark>

| 項目 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所・入居は検討していない | 71.2% | 68.9% | 58.5% | 56.4% | 35.1% |
| 入所・入居を検討している | 16.4% | 17.0% | 20.2% | 17.0% | 17.6% |
| すでに入所・入居申し込みをしている | 2.7% | 2.9% | 15.0% | 19.1% | 39.2% |
| 無回答 | 9.8% | 11.2% | 6.3% | 7.4% | 8.1% |

②住まいについての不便や不安

● 〔第1号・要支援〕、〔要介護(郵送)〕は、「老朽化や耐震に不安がある」が最も多く、〔ミドル・シニア〕は「居室などに手すりがない、または段差があり不便である」が多くなっています。

【図表】3-65 住まいについて不便や不安を感じていること

(複数回答、その他・特にない・無回答を除く上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 要介護(郵送)(n=1,555) 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,6 | 07) |
|-----|-----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|--------------------------------|-------|
| 第1位 | 老朽化や耐震に不安が ある | 28.5% | 老朽化や耐震に不安が ある | 24.5% | 居室などに手すりがな い、または段差があり不 便 | 32.5% |
| 第2位 | エレベーターがなく、階 段の昇り降りがある | 23.6% | 居室などに手すりがな い、または段差があり不 便 | 22.4% | エレベーターがなく、階段 の昇り降りがある | 30.9% |
| 第3位 | 居室などに手すりがな い、または段差があり不 便である | 22.2% | エレベーターがなく、階 段の昇り降りがある | 20.3% | 老朽化や耐震に不安が ある | 28.3% |
| 第4位 | 家賃が高い | 5.1% | 家賃が高い | 6.1% | 自宅の支払いについて、 まだローンを支払っている | 14.1% |
| 第5位 | 自宅の支払いについて、 まだローンを支払ってい る | 4.3% | 自宅の支払いについて、 まだローンを支払ってい る | 5.2% | 家賃が高い | 12.6% |

主な課題等

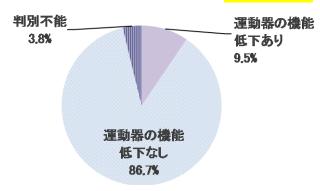
- 住み慣れた地域の中で、自立して住み続けるための支援が課題となります。
- 賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など高齢者の希望に応じた住まいの確保 が課題となります。

7)健康で豊かな暮らしへのニーズ

①日常生活について

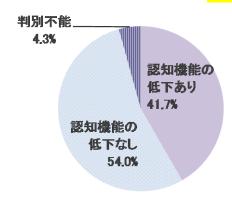
● 〔第1号・要支援〕運動器の機能について、「低下あり」が9.5%、「低下なし」が86.7% となっています。

【図表】3-66 運動器の機能低下(n=2,079)



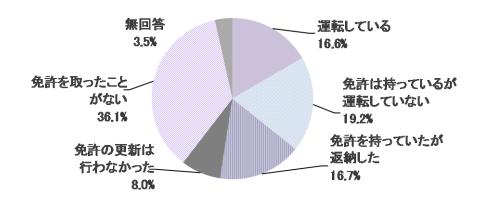
● 〔第1号・要支援〕認知機能について、「低下あり」が 41.7%、「低下なし」が 54.0%と なっています。

【図表】3-67 認知機能の低下 (n=2,079)

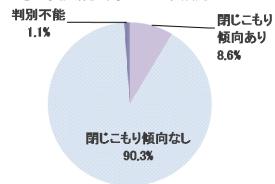


● 車の運転について「運転している」16.6%、「免許は持っているが運転していない」19.2%、 「免許を持っていたが返納した」16.7%、「免許の更新は行わなかった」8.0%となっています。

【図表】3-68 運転状況、免許返納について (n=2,079)



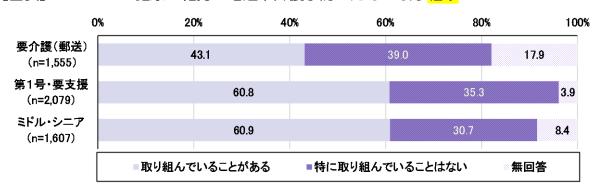
● 〔第1号・要支援〕閉じこもり傾向については、「あり」が 8.6%となっています。



②健康増進・介護予防の取組について

●健康の維持・増進や介護予防について「取り組んでいることがある」割合は、〔第1号・要支援〕が60.8%、〔ミドル・シニア〕が60.9%、〔要介護(郵送)〕が43.1%となっています。

【図表】3-69 健康の維持・増進や介護予防のための取り組み



● 健康維持・増進に取り組んでいない主な理由は、「要介護(郵送)」では、「面倒で気がすすまないから」26.9%、「興味を持てないから」14.7%、「第1号・要支援」「仕事をしているから」22.9%、次いで「もう少し体の状態に自身がなくなってからでも遅くないから」22.2%となっています。「ミドル・シニア」では、「仕事をしているから」56.6%、「面倒で気が進まないから」22.3%となっています。の順となっています。

【図表】3-70 取り組んでいない主な理由

(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=606) | | 第1号·要支援(n=734) | | ミドル・シニア(n=493) | |
|-----|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|-------|
| 第1位 | 面倒で気が進まないから | 26.9% | 仕事をしているから | 22.9% | 仕事をしているから | 56.6% |
| 第2位 | 興味をもてないから | 14.7% | もう少し体の状態に自信 がなくなってからでも遅く ないから | 22.2% | 面倒で気が進まないから | 22.3% |
| 第3位 | もう少し体の状態に自信 がなくなってからでも遅く ないから | 12.5% | 面倒で気が進まないから | 17.4% | もう少し体の状態に自信 がなくなってからでも遅く ないから | 16.4% |
| 第4位 | 興味はあるが取り組み 方がわからないから | 7.8% | 自分は健康なので必要 がないから | 11.3% | 興味はあるが取り組み 方がわからないから | 16.0% |
| 第5位 | 自分は健康なので必要 がないから | 6.1% | ほかに自分のやりたいこ とがあるから | 10.6% | 自分は健康なので必要 がないから | 7.3% |

③健康増進・介護予防のために今後取り組んでみたいこと

● いずれの対象者も今後取り組んでみたいことがある人の割合は高く、具体的な取り組みとして〔第1号・要支援〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」63.3%、〔ミドル・シニア〕では、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」67.5%、〔要介護(郵送)〕では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」47.5%が最も高くなっています。

【図表】3-71 健康の維持・増進や介護予防のために取り組んでみたいこと (複数回答、上位5位のみ)

| | 要介護(郵送)(n=1,555) | | 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|---|-------|---|-------|---------------------------------|-------|
| 第1位 | 栄養バランスに気をつけ て食事をする | 47.5% | 栄養バランスに気をつけ て食事をする | 63.3% | 自分で定期的な運動や 体力づくりの取り組みを する | 67.5% |
| 第2位 | よくかむこと、口の中を清 潔に保つことを気をつけ る | 41.0% | 自分で定期的な運動や 体力づくりの取り組みを する | 54.6% | 栄養バランスに気をつけ て食事をする | 64.0% |
| 第3位 | 自分で定期的な運動や 体力づくりの取り組みを する | 37.6% | よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける | 50.1% | 仕事をする | 44.7% |
| 第4位 | 家族、友人、知人と交流 する | 28.9% | 家族、友人、知人と交流 する | 44.2% | 家族、友人、知人と交流 する | 43.1% |
| 第5位 | 趣味や学習などの活動 又は読み書き計算など 脳のトレーニングをする | 24.0% | 趣味や学習などの活動 又は読み書き計算など 脳のトレーニングをする | 35.9% | よくかむこと、口の中を清潔に保つことを気をつける | 39.5% |

主な課題等

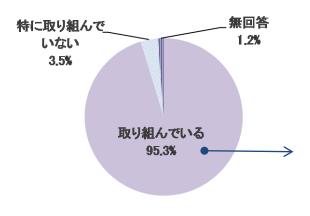
- 健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、取組につなげていくことが課題となります。
- 健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等が受けられる環境づくりが課題となります。
- 高齢者の閉じこもりを防ぎ、安全に安心して外出できるような環境をつくることが課題となります。
- ミドル・シニア世代が、現役引退後も健康的ではりのある生活をおくることができるよう、地域で活躍できる就業の機会や場の確保が課題となります。

8) 災害や感染症対策等について

①危機管理の体制について

● 〔事業所〕区内介護サービス事業所のうち災害発生時に向けた準備・対策に取り組んでいる事業所は95.3%で、「災害発生時対応マニュアルの整備」が68.2%、次いで「緊急連絡網の作成」が62.4%、「家族との連絡手段の確保が50.6%となっています。

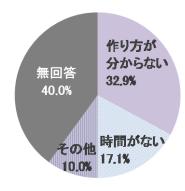
【図表】3-72 災害発生時に向けた準備・対策(複数回答)



| 項目 | 事業所 (n=85) |
|-------------------------------|---------------|
| 災害発生時対応マニュアルの整備 | 68.2% |
| 緊急連絡網の作成 | 62.4% |
| 家族との連絡手段の確保 | 50.6% |
| 避難経路の確保 | 48.2% |
| 家具や什器等の転倒・落下防止 | 40.0% |
| 従業員や利用者の3日分の備蓄の 確保 | 31.8% |
| BCPを策定している | 16.5% |
| 事業所が行っている対策を利用者と 利用者の家族に周知 | 12.9% |
| その他 | 3.5% |

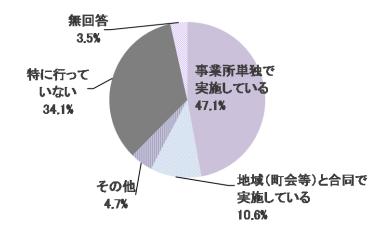
● <u>「事業所」</u>「BCP を策定している」は 16.5%(前項の表参照)であるが、BCP が未策定の理由として、「作り方がわからない」32.9%、「時間がない」17.1%となっています。

【図表】3-73 作成していない主な理由



● 〔事業所〕災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況について、「事業所単独で実施している」が47.1%、「地域(町会等)と合同で実施している」が10.6%となっています。

【図表】3-74 災害発生時の避難や安否確認に関する訓練の実施状況



●
「事業所」区内介護サービス事業所での感染症等の予防対策について、「特に行っていない」 事業所はなく、何らかの対策が実施されています。具体的には「衛生用品等(マスク、手袋、 消毒液等)の購入」が87.1%、「感染症予防マニュアルの整備」が76.5%、「事業所内の 設備等について日々清掃、・消毒の徹底」が74.1%となっています。

【図表】3-75 感染症等の予防対策の実施状況(複数回答)

| 項 目 | 事業所(n=85) |
|----------------------------------|-----------|
| 衛生用品等(マスク、手袋、消毒液等)の購入 | 87.1% |
| 感染症予防マニュアルの整備 | 76.5% |
| 事業所内の設備等について日々清掃・消毒の徹底 | 74.1% |
| 従業員の健康管理 | 71.8% |
| 介護・看護ケア前後のうがい、手洗いの徹底 | 70.6% |
| (従業員に対して)研修等の実施による感染症に関する基礎知識の習得 | 69.4% |
| その他 | 5.9% |
| 特に行っていない | 0.0% |
| 無回答 | 0.0% |

②たすけあいについて

● 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人について、〔第1号・要支援〕では、「配偶者」54.3%、「別居の子ども」26.9%、〔ミドル・シニア〕では、「配偶者」62.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」44.8%となっています。

【図表】3-76 看病や世話をしてあげる人

(複数回答、そのような人はいないを除く上位5位のみ)

| | 第1号·要支援(n=2,079) | | ミドル・シニア(n=1,607) | |
|-----|------------------|-------|------------------|-------|
| 第1位 | 配偶者 | 54.3% | 配偶者 | 62.7% |
| 第2位 | 別居の子ども | 26.9% | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 44.8% |
| 第3位 | 同居の子ども | 23.8% | 同居の子ども | 40.8% |
| 第4位 | 兄弟姉妹・親戚・親・孫 | 15.6% | 別居の子ども | 18.1% |
| 第5位 | 友人 | 7.4% | 友人 | 11.0% |

主な課題等

- 災害時や緊急時における事業所の迅速かつ適切な対応を支援する取組が課題となります。
- 新型コロナウイルス感染症のような状況における介護サービス基盤の確保が課題となります。
- 避難生活が困難な方への対応や、在宅生活が継続できるよう住宅への防災対策が課題 となります。

第4章

主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ~地域包括ケアシステムの実現~

認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が予想される中、区では、団塊世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進する ため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

1

地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、新たな感染症の感染拡大という状況にあっても、 相互にその機能を補完し協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け 合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

2

在宅サービス等の充実と 多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、その人に合った地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供する更なるサービス基盤の充実とともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むととも に、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

3 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても 軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送 ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

4

いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが 重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が 必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進 を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めて いきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を 拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時や新たな感染症の拡大時等に も通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関 係機関と連携して支援していきます。

第5章 計画の体系と計画事業

計画の体系

| 大項目 | 小項目 | | 計画事業 |
|-----|--|----|-----------------------|
| 1 | | 1 | ハートフルネットワーク事業の充実 |
| 地 | | 2 | 文京区地域包括ケア推進委員会の運営 |
| 域 | | 3 | 地域ケア会議の運営 |
| で | | 4 | 小地域福祉活動の推進 |
| ے | | 5 | 民生委員・児童委員による相談援助活動 |
| も | | 6 | 話し合い員による訪問活動 |
| 土 | | 7 | みまもり訪問事業 |
| スラ | 1 高齢者等によるまるこの | 8 | 高齢者見守り相談窓口事業 |
| 合 | 1 高齢者等によりできる。 これの こうしょう しょう こうしょう しょうしょう しょう | 9 | 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援 |
| う | | 10 | 社会参加の促進事業 |
| リ | | 11 | シルバー人材センターの活動支援 |
| < | | 12 | シルバーお助け隊事業への支援 |
| み | | 13 | いきいきサービス事業の推進 |
| か | | 14 | ボランティア活動への支援 |
| 宝 | | 15 | ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 |
| | | 16 | 地域活動情報サイト |
| | | 1 | 地域医療連携の充実 |
| | 2 医療・介護の連 携の推進 | 2 | 在宅医療•介護連携推進事業 |
| | 1/3マノ]正定 | 3 | 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着 |

凡例

- ・は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事 業番号を記載しています。

地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

| 大項目 | | 小項目 | | 計画事業 |
|------------------|-------------|-------------------|----|---------------------------|
| 1 | | | 1 | 認知症に関する講演会・研修会 |
| 抽 | | | 2 | 認知症相談 |
| 域 | | | 3 | 認知症ケアパスの普及啓発 |
| で | で と も | | 4 | 認知症地域支援推進員の設置 |
| کے | | | 5 | 認知症支援コーディネーターの設置 |
| も | | | 6 | 認知症サポート医・かかりつけ医との連携 |
| 古し | 3 | 認知症施策の | 7 | 認知症初期集中支援事業 |
| スラ | | 推進 | 8 | 認知症サポーター養成講座 |
| 合 | | | 9 | 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ |
| う | | | 10 | 認知症の症状による行方不明者対策の充実 |
| | | | 11 | 認知症ともにパートナー事業 |
| 地域でともに支え合うしくみの充実 | | | 12 | 認知症ともにフォローアッププログラム |
| | | | 13 | 若年性認知症への取組 |
| 充 | | | | 生活環境維持事業 |
| 実 | 実 | | 1 | 仕事と生活の調和に向けた啓発 |
| | | | 2 | 認知症初期集中支援推進事業【再掲】 |
| | 4 | 家族介護者へ | 3 | 認知症サポーター養成講座【再掲】 |
| | | の支援 | 4 | 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】 |
| | | | 5 | 高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】 |
| | | | 6 | 緊急ショートステイ【再掲】 |
| | | | 1 | 高齢者あんしん相談センターの機能強化 |
| | | | 2 | 文京ユアストーリー |
| | 5 | 相談体制•情報 | 3 | 老人福祉法に基づく相談・措置 |
| | | 提供の充実 | 4 | 介護保険相談体制の充実 |
| | | | 5 | 高齢者向けサービスの情報提供の充実 |
| | | | 6 | 文京区版ひきこもり総合対策 |
| | | | 1 | 福祉サービス利用援助事業の促進 |
| | | | 2 | 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 |
| | 6 | 高齢者の権利 | 3 | 成年後見制度利用支援事業 |
| | O | 南町白の権利擁護の推進 | 4 | 法人後見の受任 |
| | | - —. — | 5 | 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 |
| | | | 6 | 高齢者虐待防止への取組強化 |
| | | | 7 | 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談 |

| 大項目 | | 小項目 | | 計画事業 | | |
|---------------|---------------------------|---------------------|-------------|-------------------------------|--|--|
| 2 | | | 1 | 居宅サービス | | |
| 在 | | | 2 | 施設サービス | | |
| 岩 | | | 3 | 地域密着型サービス | | |
| 在宅サ | 1 介護サービス | | 4 | 事業者への実施指導・集団指導 | | |
| | | 5 | 介護サービス情報の提供 | | | |
| ビ | | の充実 | 6 | 給付費通知 | | |
| ビス等の充実と多様な住まい | | | 7 | 公平・公正な要介護認定 | | |
| 寺 | | | 00 | 主任ケアマネジャーの支援 | | |
| の女 | | | 9 | 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 | | |
| 生 | | | 10 | 生活保護受給高齢者支援事業 | | |
| 7 | | | 1 | 高齢者自立生活支援事業 | | |
| 多 | | | 2 | 高齢者日常生活支援用具の給付等事業 | | |
| 様 | 2 | ひとり暮らし・ | 3 | 院内介助サービス | | |
| な | 身体能力が低 下した高齢者 等への支援 | | 4 | 高齢者訪問理美容サービス | | |
| 住 | | | 5 | 高齢者紙おむつ支給等事業 | | |
| まい | | | 6 | ごみの訪問収集 | | |
| | | | 7 | 歯と口腔の健康 | | |
| 方の | | △ ₩₩ ₩ ¬ | 1 | 介護サービス事業者連絡協議会 | | |
| の支 | 3 | 3 介護サービス 事業者への支援 | | ケアマネジャーへの支援 | | |
| 援 | | | | ケアプラン点検の実施 | | |
| も | | | 4 | 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 | | |
| 取 | 4 | 介護人材の確 | 1 | 介護人材の確保・定着に向けた支援 | | |
| 組 | | 保・定着への支援 | 2 | 介護施設ワークサポート事業 | | |
| | | | 1 | 居住支援の推進 | | |
| | | | 2 | 高齢者住宅設備等改造事業 | | |
| | | | 3 | 住宅改修支援事業 | | |
| | | | 4 | 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム) | | |
| | 5 | 住まい等の確 | 5 | 高齢者施設の整備(介護老人保健施設) | | |
| | | 保と生活環境 | 6 | 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修 | | |
| | | の整備 | 7 | 緊急ショートステイ | | |
| | | | 8 | 公園再整備事業 | | |
| | | | 9 | 文京区バリアフリー基本構想の推進 | | |
| | | | 10 | 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 | | |
| | | | 11 | 道のバリアフリーの推進 | | |

| 大項目 | 小項目 | | 計画事業 |
|--------------|------------------------|----|-----------------------|
| 3 | | 1 | 健康相談 |
| 健 | , m = 3 4 10 0 | 2 | 健康診査・保健指導 |
| 康 | 1 健康づくりの 推進 | 3 | 高齢者向けスポーツ教室 |
| <u></u> | JEXE . | 4 | 高齢者いきいき入浴事業 |
| 健康で豊かな暮らしの実現 | | 5 | 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援 |
| かた | | 1 | 短期集中予防サービス |
| は莫 | | 2 | 介護予防把握事業 |
| 見 | 2 フレイル予防・ 介護予防の推 | 3 | 介護予防普及啓発事業 |
| | 進 | 4 | 介護予防ボランティア指導者等養成事業 |
| の | ,_ | 5 | 文の京フレイル予防プロジェクト |
| 実 | | 6 | 地域リハビリテーション活動支援事業 |
| 現 | 現 | 1 | 訪問型・通所型サービス |
| | 3 日常生活支援 | 2 | 介護予防ケアマネジメントの実施 |
| | の推進 | 3 | 生活支援体制整備 |
| | | 4 | 地域介護予防支援事業(通いの場) |
| | | 1 | アカデミー推進計画に基づく各種事業 |
| | | 2 | 文京いきいきアカデミア(高齢者大学) |
| | | 3 | 生涯にわたる学習機会の提供 |
| | | 4 | 高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援 |
| | | 5 | いきがいづくり世代間交流事業 |
| | 4 生涯学習と地 域交流の推進 | 6 | いきがいづくり文化教養事業 |
| | | 7 | いきがいづくり敬老事業 |
| | | 8 | ふれあいいきいきサロン |
| | | 9 | 福祉センター事業 |
| | | 10 | 長寿お祝い事業 |
| | | 11 | シルバーセンター等活動場所の提供 |

| 大項目 | 小項目 | | 計画事業 |
|-------|--|---|-----------------------------------|
| 4 | | 1 | 避難行動要支援者への支援 |
| いざと | 4 \\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 2 | 災害ボランティア体制の整備 |
| الحال | 1 避難行動要支 援者等への支 援 | 3 | 高齢者緊急連絡カードの整備 |
| いう時 | 1/2 | 4 | 救急通報システム |
| のため | | 5 | 福祉避難所の拡充 |
| んめの | | | |
| | 住環境対策の 推進 | 2 | 家具転倒防止器具設置費用助成 |
| 体制づくり | 3 災害に備える 介護サービス | 1 | 事業継続計画マニュアル等の作成支援 |
| り | 事業者への支 援 | 2 | 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する 情報提供 |

2 計画事業

1 地域でともに支え合うしくみの充実

1-1) 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者をはじめとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。

| 3 年間の | 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|-------|------------------|--------|------|
| 事業量 | ハートフルネットワーク協力機関数 | 653 団体 | |

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要

高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議及び検討する委員会を運営する。

また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。

1-1-3 地域ケア会議の運営

各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。 また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に

反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

3 年間の 事業量

1-1-4 小地域福祉活動の推進

事業概要

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組を地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を 解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

3 年間の 事業量

1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要

民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。

また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-6 話し合い員による訪問活動

事業概要

地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。

また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-7 みまもり訪問事業

事業概要

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】

| | 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|-----------|-------|-----|-----|-----|
| 3 年間の 事業量 | 利用者数 | 70人 | | | |
| 尹未里 | まもりサポーター数 | 65人 | | | |

1-1-8 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要

高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員(見守り相談員)による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。

1-1-9 高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援

事業概要

クラブ会員による一声かけ運動、話し相手(情報提供、外出援助、閉じこもり防止)、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。

1-1-10 社会参加の促進事業

事業概要

ミドル・シニア(概ね 50 歳以上の方)が、講座受講をきっかけとして 地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講 座、絵本の読み聞かせ講座、高齢者施設ボランティア講座等を実施する。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。

1-1-11 シルバー人材センターの活動支援

事業概要

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。

また、臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

3 年間の 事業量

| 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|-------|--------|------|
| 会員数 | 1,128人 | |
| 就業実人員 | 888人 | |
| 就業率 | 78.7% | |

1-1-12 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要

高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

1-1-13 いきいきサービス事業の推進

事業概要

区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、 家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れ たまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

| 3年間の |
|------|
| 事業量 |

| 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|
| 新規登録利用会員数 | 125人 | | | |

1-1-14 ボランティア活動への支援

事業概要

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。

また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

3 年間の 事業量

| 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---------|--------|-----|-----|-----|
| 利用登録団体数 | 285 団体 | | | |

1-1-15 ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業

事業概要

ミドル・シニアの行動力とアイディアを活かして、区の情報誌(セカンドステージ・サポート・ナビ)の改訂企画、取材、編集を行う。その内容等をミドル・シニアの利用実態に即した情報媒体を活用して積極的に発信するなど情報発信の強化を行う。

3 年間の 事業量

1-1-16 地域活動情報サイト

事業概要

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-2) 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。さらに地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1-2-1 地域医療連携の充実

事業概要

区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。

3 年間の 事業量

1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるための在宅医療と介護を包括的・継続的に提供するため、医療・介護関係者の情報共有の支援や地域の医療・介護資源の情報提供など、地域の医療・介護の関係機関の連携体制の構築を推進する。

1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要

地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。

1-3) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

1-3-1 認知症に関する講演会・研修会

| | MILE. | Low | 4 | |
|-----|-------|-------|-----|---|
| ==1 | 業: | 13.00 | 400 | |
| ==: | | 119 | No. | - |

講演会や企業・事業者向けの研修会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。

| 3 年間の | 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|-----------|---------|-------|-----|-----|-----|
| 事業量 | 講演会•研修会 | 3 🛮 | | | |

1-3-2 認知症相談

事業概要

認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。

1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要

認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス(あんしん生活ガイド)の普及啓発を図る。

1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要

認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修を受けた者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。

1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要

認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、 関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。

1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要

区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。

1-3-7 認知症初期集中支援推進事業

事業概要

複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。

1-3-8 認知症サポーター養成講座

事業概要

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に多く養成する。

また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。今後は、サポーターの活躍の場について検討を進める。

3 年間の 事業量

| 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------|---------|-----|-----|-----|
| 年間サポーター養成数 | 1,278人 | | | |
| 文京区サポーター総数 | 15,296人 | | | |
| 実践講座 | 1 🗆 | | | |

1-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要 認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症力フェへの取組を推進する。
 項目 元年度実績 3年度 4年度 5年度

3年間の事業量項目元年度実績3年度4年度5年度認知症家族交流会(年間)7回介護者教室(類型)8回認知症カフェ26回

1-3-10 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要

認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。

3年間の事業量

1-3-11 認知症ともにパートナー事業

事業概要

医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。

1-3-12 認知症ともにフォローアッププログラム

事業概要

認知症の本人やその家族、今はまだ認知症でない方も参加でき、脳と体の健康をマネジメントするプログラムを実施する。内容は、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、医師や管理栄養士・健康運動指導士による講話等を行う。

1-3-13 若年性認知症への取組

事業概要

東京都若年性認知症総合支援センターや関係機関等と連携し、若年性認知症の人への支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術向上を図る。

1-3-14 生活環境維持事業

事業概要

認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。

1-4) 家族介護者への支援

介護を行っている家族(家族介護者)の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の人を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要

多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。

| 1-4-2 | 認知症初期集中支援推進事業 | 【再掲 | 1-3-7参照】 |
|-------|---------------------------|-----|----------|
| 1-4-3 | 認知症サポーター養成講座 | 【再掲 | 1-3-8参照】 |
| 1-4-4 | 認知症家族交流会・介護者教室・ 認知症カフェ | 【再掲 | 1-3-9参照】 |
| 1-4-5 | 高齢者あんしん相談センターの機 能強化 | 【再掲 | 1-5-1参照】 |
| 1-4-6 | 緊急ショートステイ | 【再掲 | 2-5-7参照】 |

1-5) 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-5-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

多様化・複雑化する相談や困難事例への適切な対応、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターの後方支援やセンター間の総合調整を担う体制の整備を検討する。

1-5-2 文京ユアストーリー

事業概要

人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身 寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・ 訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿っ て、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行 う。【社会福祉協議会実施事業】

1-5-3 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要

高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行う。

また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度にかかる審判請求を行う。

1-5-4 介護保険相談体制の充実

事業概要

区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。

1-5-5 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要

高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。

1-5-6 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業(STEP事業)」(Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所)を行う。

また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。

1-6) 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が 適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進め ます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後 見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

| 3年間の |
|---------|
| 事業量 |
| J - / L |

| 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------------|-------|-----|-----|-----|
| 福祉サービス利用援助事業 件数 | 51 件 | | | |
| 財産保全管理サービス件数 | 15件 | | | |
| 法律相談件数 | 16件 | | | |

1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。

また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-3 成年後見制度利用支援事業

事業概要

成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】

また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である者に対し、その費用を助成する。

1-6-4 法人後見の受任

事業概要

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、 成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

事業概要

成年後見制度利用促進計画で定められた広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を備えた、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。このネットワークを推進する中核機関を文京区社会福祉協議会に委託し、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、市民後見人を含む後見人の担い手の育成等の検討を行うことで、制度の利用促進を図る。

1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要

虐待を受けた高齢者の状況を確認し、保護等の必要な措置を講じる。 また、高齢者の権利擁護のため、広報啓発活動を進め虐待防止や早期発 見を図る。

1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要

消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。

また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。

2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

2-1) 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

2-1-1 居宅サービス

事業概要

要支援・要介護状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。

2-1-2 施設サービス

事業概要

在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え長期の療養を行うための介護療養型医療施設(介護医療院)に入所(入院)している要介護者に対し、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。

2-1-3 地域密着型サービス

事業概要

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、可能な限り住み慣れた自宅や、地域での生活が継続できるように、区が事業者の指定や監督を行い、地域の特性に合わせ、利用者のニーズにきめ細かく応えることで、住み慣れた地域での絆を失わない介護を実現する。

また、潜在的なニーズ等を把握、分析し、より実情にあった整備計画に基づき、民間事業者による効果的かつ効率的な施設整備を促進する。

| | 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|--------------|-----------------------------------|-------|------|
| | 定期巡回•随時対応型訪問介護看護 | 1 か所 | |
| | 夜間対応型訪問介護 | 1 か所 | |
| | 認知症対応型通所介護 | 7か所 | |
| 3 年間の 事業量 | 小規模多機能型居宅介護(看護小規模 多機能型居宅介護を含む) | 6か所 | |
| | 認知症対応型共同生活介護(認知症高 齢者グループホーム) | 9か所 | |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護 | 2 か所 | |

2-1-4 事業者への実施指導・集団指導

事業概要

居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や 実地指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な 運営、介護保険サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。

| | 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|-------|----------------------------------|---------|------|
| | 事業所実地指導及び監査 | | |
| | 居宅サービス事業所 | 20 か所/年 | |
| 3 年間の | 地域密着型サービス事業所 | 8か所/年 | |
| 事業量 | 介護保険施設 | 2 か所/年 | |
| | 集団指導 | | |
| | 介護サービス事業者連絡協議会及び 各介護事業者部会での実施 | 1 か所/年 | |

2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要

介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。

2-1-6 給付費通知

事業概要

適正な介護サービス及び総合サービス事業が提供されているか、利用者 及びその家族が確認できるよう給付費通知を送付し、事業者の不正請求を 防ぐとともに、介護給付費についての利用者の理解促進を図る。

2-1-7 公平・公正な要介護認定

事業概要

介護保険サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、 適正・客観的に判定を行う。

2-1-8 主任ケアマネジャーの支援

事業概要

地域ケアマネジメントカ向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施や意見交換等の場の提供により資質向上を図るとともに、主任ケアマネジャーと連携し、ネットワーク構築や包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。

2-1-9 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要

利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、 利用者宅へ訪問し調査する。

| | 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|-----------------------------|-------|-----|-----|-----|
| 3 年間の 事業量 | 福祉用具の購入・住宅改修 に係る利用者宅訪問調査 | 13件/年 | | | |

2-1-10 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要

支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。

2-2) ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への 支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、 必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していき ます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要

骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けている方または総合事業対象者の被保険者証をお持ちの方で、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。

2-2-3 院内介助サービス

事業概要

医療機関受診時に付添いが必要で、一定の要件を満たす高齢者に対し、 受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、-人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。

| 3 年間の | 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|-----------|------|-------|------|
| 事業量 | 利用者数 | 325人 | |

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要

65歳以上の在宅の方で、理美容店までの外出が困難な座位を保てない 状態の方又は常に介護が必要な認知症の本人やその家族からの申請に基 づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要

65歳以上で身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している 方に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成し、精神的又は経 済的負担の軽減を図る。

2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要

65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。

2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要

成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。

また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に対して、歯科 医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診及び予防相談指導を行い、在 宅療養者の口腔衛生の向上を図る。

2-3) 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要

介護サービス事業者相互間及び区との連携及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。

また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。

| 3年間の |
|-------------|
| 事業量 |
| 5 /L |

| | 九年度実績 | 3年度 | 4年度 | り年度 |
|-------------|-------|-----|-----|-----|
| 事業者連絡協議会 | 20 | | | |
| 居宅介護支援事業者部会 | 4 🗆 | | | |
| 訪問介護事業者部会 | 4 🗆 | | | |
| 通所事業者部会 | 50 | | | |

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要

在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要

居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに個別指導を行う。

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

2-4) 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着が必要不可欠です。

そのために、区内介護事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要

介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助及び将来の担い手となる学生等を対象とした区内介護事業所等見学ツアーや出張講座、介護の魅力を伝えるイベント、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し行う。

| | 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|---------------------|-------|-----|-----|-----|
| | 介護施設従事職員住宅費補 助 | 56人 | | | |
| 3 年間の 事業量 | 介護職員初任者研修受講費 用補助 | 2人 | | | |
| | 介護職員実務者研修受講費 用補助 | 10人 | | | |
| | 外国人介護職員採用補助 | 11 人 | | | |

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。

また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と 就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢 者の裾野を広げていく。

2-5) 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有 する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に 取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、 バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進

住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者)に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。

事業概要

また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。

併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要

65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、その方の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要

ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。

2-5-4 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)

事業概要

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地等の活用を図りながら民間事業者に対する支援を行い、特別養護者人ホームを整備する。

3 年間の 事業量

2-5-5 高齢者施設の整備(介護老人保健施設)

事業概要

要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護者人保健施設を整備する。

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要

老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。

3年間の事業量

2-5-7 緊急ショートステイ

事業概要

介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。

2-5-8 公園再整備事業

事業概要

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

また、便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレ についても、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている人などの利用に 配慮した整備を推進する。

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に位置付けた特定 事業(具体的なバリアフリー事業)の進捗管理を行うとともに、道路や施 設等のバリアフリー化を一体的に推進する。

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要

高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-5-11 道のバリアフリーの推進

事業概要

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3 年間の 事業量

| 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|------------------------|-------|-----|-----|-----|
| 生活関連経路に指定された 区道の整備率 | 8.3% | | | |

3 健康で豊かな暮らしの実現

3-1) 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康 づくりを進めていきます。

3-1-1 健康相談

事業概要

区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康診断を実施する。

3-1-2 健康診查・保健指導

事業概要

40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、メタボリックシンドロームに着目した、特定健康診査・特定保健指導を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。

3 年間の 事業量

| 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|----------------|-------|------|
| 特定健康診査受診率 | 45% | |
| 特定保健指導実施率(終了率) | 9% | |

3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要

60歳以上の区内在住者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、 シニア健康体操教室及び高齢者水泳+健康体操教室を実施する。

3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

| _ | ALLE. | 1 mm | | |
|----|-------|------|------|---|
| 32 | | Щ | . 90 | ١ |
| | | | | |

閉じこもり予防や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴 事業を実施し、高齢者の交流の場とする。

| 3年間の |
|------|
| 事業量 |

| 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|----------------|---------|------|
| シニア入浴事業(延利用人数) | 83,199人 | |

3-1-5 高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

事業概要

ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。

3-2) フレイル予防・介護予防の推進

多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にフレイル予防、介護予防及び生活支援のサービスを実施します。

また、要介護・要支援状態等となるおそれが高いと認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結び付け、高齢者が要介護・要支援状態にならないよう予防する施策を行うとともに、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしができるよう、フレイル予防や介護予防の取組を推進し普及啓発を図っていきます。

3-2-1 短期集中予防サービス

事業概要

生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。

3-2-2 介護予防把握事業

事業概要

介護認定を受けていない 75 歳以上 84 歳以下の高齢者に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とする。

3-2-3 介護予防普及啓発事業

事業概要

文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護 予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢 者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。

| 3 年間の | 元年度実績 | 5年度末 |
|-----------|---------|------|
| 事業量 | 2,374 人 | |

3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要

地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。

3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要

高齢者の虚弱(フレイル)を予防するため、フレイルチェックなどの継続的な取組を、区内の住民主体の通いの場と連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」と、専門の研修を受けた一般区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって運営する。

3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。

3-3) 日常生活支援の推進

多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にフレイル予防、介護予防 及び生活支援のサービスを実施します。

また、要介護・要支援状態等となるおそれが高いと認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結び付け、高齢者が要介護・要支援状態にならないよう予防する施策を行うとともに、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしができるよう、フレイル予防や介護予防の取組を推進し普及啓発を図っていきます。

3-3-1 訪問型・通所型サービス

事業概要

地域における自立した生活を支えるため、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による様々なサービスを提供する。

3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要

要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態 や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防 サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。

3-3-3 生活支援体制整備

事業概要

社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】

3-3-4 地域介護予防支援事業(通いの場)

事業概要

介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】

3-4) 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、閉じこもりを予防する外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。

3-4-2 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)

事業概要

高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。

3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要

バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々 なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。

3-4-4 高齢者クラブ活動(学習と交流)に対する支援

事業概要

専門の講師を招いて行う教養講演会や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との協働事業「健康まち歩き」の実施などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。

3-4-5 いきがいづくり世代間交流事業

事業概要

高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、区内大学の協力により学生と高齢者が交流しながら行う「健康まち歩き」や、高齢者クラブ等の作品展示や活動紹介、教室事業をクラブ会員と学生ボランティアの運営支援で行う「いきいきシニアの集い」等を実施する。

3-4-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要

高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、元気ではつらつカラオケ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。

3-4-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要

高齢者の生きがいや健康の向上、閉じこもり予防を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。

3-4-8 ふれあいいきいきサロン

事業概要

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者及び子育て世代等が、食事会やおしゃべり等の楽しむ場を通して地域で交流を深め、孤立を予防するとともに地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるようにするため、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

3 年間の 事業量

| 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|--------|-----|-----|-----|
| サロン設置数 | 120 か所 | | | |

3-4-9 福祉センター事業

事業概要

高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護 予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、総合福祉センター祭り等を実施する。

3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要

長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに 100 歳となる人には、誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。

3-4-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要

高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。

4 いざという時のための体制づくり

4-1) 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等 と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4-1-1 避難行動要支援者への支援

事業概要

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を 適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施 し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

4-1-2 災害ボランティア体制の整備

事業概要

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】

3 年間の 事業量

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要

区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。

| 2年間の | 項目 | 元年度実績 | 5年度末 |
|---------|------|--------|------|
| 3年間の事業量 | 設置人数 | 7,056人 | |

4-1-4 救急通報システム

事業概要

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし等の方で身体上慢性疾患がある方が、家の中における急病などの救急時に、ペンダントボタンを押すことにより速やかな救援を行う。

4-1-5 福祉避難所の拡充

事業概要

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

3 年間の 事業量

4-2) 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

4-2-1 耐震改修促進事業

事業概要

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

| | 項目 | 元年度実績 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------------|---------------------------|-------|-----|-----|-----|
| | 木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者) | 16件 | | | |
| 3 年間の 事業量 | 木造住宅耐震設計·改修 (高齢者·障害者) | 1 件 | | | |
| | 木造住宅耐震シェルター等 (高齢者・障害者) | 〇件 | | | |

4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成

| 큠 | 5 AU | £ ŧA | Tа | |
|---|------|------|-----------|----|
| = | ⋾⋾⋇ | 10 | ルモ | Ξ, |
| | | | | |
| | | | | |

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

3 年間の 事業量
 項目
 元年度実績
 3年度
 4年度
 5年度

 家具転倒防止器具購入・設置費用助成
 29世帯
 29世帯

4-3) 災害に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

そのために、事業継続計画マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害に関する取組や必要な情報提供等を行います。

4-3-1 事業継続計画マニュアル等の作成支援

事業概要

災害時、迅速かつ適切な対応により介護保険施設や事業所を運営する事業者が入所者や利用者を災害から守るため、事業継続計画や災害対応マニュアルの作成や更新を支援する。

4-3-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要

介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害に関する取組や必要な情報を提供するとともに研修会を実施する。

小項目(施策の分野) 大項目(施策の方向性) **高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現します** 高齢者等による支え合いのしくみ 1 医療・介護の連携の推進 3 認知症施策の推進 地域でともに支え合う しくみの充実 4 家族介護者への支援 5 相談体制・情報提供の充実 高齢者の権利擁護の推進 1 介護サービスの充実 2 ひとり暮らし・身体状況が低下し た高齢者等への支援 在宅サービス等の充実と 3 介護サービス事業者への支援 多様な住まい方の支援や取組 4 介護人材の確保・定着への支援 5 住まい等の確保と生活環境の整備 健康づくりの推進 2 フレイル予防・介護予防の推進 3 健康で豊かな暮らしの実現 3 日常生活支援の推進 4 生涯学習と地域交流の推進 避難行動要支援者等への支援 1 いざという時のための 2 災害に備える住環境対策の推進 体制づくり 3 災害に備える介護サービス事業者への支援

計画事業

〇ハートフルネットワーク事業の充実 〇文京区地域包括ケア推進委員会の運営 〇地域ケア会議の運営 〇小地域福祉活動の推進 〇民生委員・児童委員による相談援助活動 〇話し合い員による訪問活動 〇みまもり訪問事業 〇高齢者見守り相談窓口事業 〇高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援 〇社会参加の促進事業 〇シルバー人材センターの活動支援 〇シルバーお助け隊事業への支援 〇いきいきサービス事業の推進 〇ボランティア活動への支援 〇ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業 〇地域活動情報サイト

○地域医療連携の充実 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○認知症に関する講演会・研修会 ○認知症相談 ○認知症ケアパスの普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置 ○認知症支援コーディネーターの設置 ○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症初期集中支援推進事業 ○認知症サポーター養成講座 ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○認知症ともにパートナー事業 ○認知症ともにフォローアッププログラム ○若年性認知症への取組 ○生活環境維持事業

○仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症初期集中支援推進事業(再掲) ○認知症サポーター養成講座(再掲) ○認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ(再掲) ○高齢者あんしん相談センターの機能強化(再掲) ○緊急ショートステイ(再掲)

〇高齢者あんしん相談センターの機能強化 〇文京ユアストーリー 〇老人福祉法に基づく相談・措置 〇介護保険相談体制の充実 〇高齢者向けサービスの情報提供の充実 〇文京区版ひきこもり総合対策

○福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任 ○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築 ○高齢者虐待防止への取組強化 ○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○居宅サービス ○施設サービス ○地域密着型サービス ○事業者への実施指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供 ○給付費通知 ○公平・公正な要介護認定 ○主任ケアマネジャーの支援 ○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 ○生活保護受給高齢者支援事業

〇高齢者自立生活支援事業 〇高齢者日常生活支援用具の給付等事業 〇院内介助サービス 〇高齢者訪問理美容サービス 〇高齢者紙おむつ支給等事業 〇ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施 ○福祉サービス第三者評価制度の利用 促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改造事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者施設の整備(特別養護者人ホーム) ○高齢者施設の整備(介護者人保健施設) ○旧区立特別養護者人ホームの大規模改修 ○緊急ショートステイ ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進 ○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○道のバリアフリーの推進

○健康相談 ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業 ○高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援

○短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○介護予防ボランティア指導者等養成事業 ○文の京フレイル予防プロジェクト ○地域リハビリテーション活動支援事業

○訪問型・通所型サービス ○介護予防ケアマネジメントの実施 ○牛活支援体制整備 ○地域介護予防支援事業(通いの場)

○アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミア(高齢者大学) ○生涯にわたる学習機会の提供 ○高齢者 クラブ活動(学習と交流)に対する支援 ○いきがいづくり世代間交流事業 ○いきがいづくり文化教養事業 ○いきがいづくり 敬老事業 ○ふれあいいきいきサロン ○福祉センター事業 ○長寿お祝い事業 ○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充

○耐震改修促進事業 ○家具転倒防止器具設置費用助成

○事業継続計画マニュアル等の作成支援 ○介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

第6章

地域包括ケアシステムの推進

1

地域包括ケアシステムの 実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

そして、地域包括ケアシステムの実現に向けて、区民の皆様とともに地域づくりを進めていくため、本区では、3つのメッセージ「(何かを) はじめる」、「(誰かと) つながる」、「(地域で) みまもる」を発信しながら、次の重点的取組を積極的に推進します。

1)重点的取組事項

①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム 講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

ア フレイル予防・介護予防の普及啓発

高齢者の虚弱や要介護状態等を予防するため、フレイル予防・介護予防におけるわかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会やプログラム講座等を実施し、運動や栄養に加え、社会参加等の重要性について普及啓発を行います。

さらに、ICTを活用した自宅等からも参加できるフレイル予防・介護予防プログラム 講座実施の取組を推進するとともに、高齢者の生活機能等を健康質問調査票でチェックし、 支援を要する者を介護予防等につなげる取組を強化します。

イ 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防・介護予防の取組を地域で担うフレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーを育成するとともに、人と人とのつながりを通じ、幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座を実施します。

さらに、住民主体の通いの場で介護予防体操や地域での見守り活動等を行う団体を積極的に支援し、地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

ウ 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

フレイル予防・介護予防の取組をより効果的なものにするため、プログラム講座や住民 主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与を促進するとともに、高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組を推進します。

さらに、保健師や看護師等の専門職による住民主体の通いの場や自主グループ活動団体 等への積極的な関与により、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

②地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための 居場所づくりの取組を推進します。

ア 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりのため、ボランティア養成講座や研修会等の機会を拡大するとともに、ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組を積極的に情報発信し、区民等における地域活動への参加の取組を推進します。

さらに、地域福祉コーディネーター等の活動により、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングを強化し、高齢者に対する生活支援体制のさらなる充実を図ります。

イ 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場に参加する取組を推進します。

さらに、生活支援コーディネーターやNPO法人等の活動を通じて、住民主体の通いの 場等を運営する団体の立ち上げを支援し、地域における助け合い・支え合いのための居場 所づくりの取組を推進します。

ウ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と地域づくりの取組を推進するため、多職種協働による個別ケースの課題分析を積み重ねるとともに、地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

さらに、個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの 職員やケアマネジャー等における実践力のさらなる向上を図るとともに、課題解決に必要 な関係機関等とのネットワークづくりの取組を推進します。

③認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、 地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

ア 認知症に関する正しい知識・ 理解の普及啓発

認知症に関する正しい知識と理解の普及を図るため、わかりやすいパンフレットを作成・配布するとともに、講演会や講座等の実施に取り組みます。また、認知症の本人が自ら語る言葉や、希望を持って認知症の家族を介護する姿など、認知症の本人や介護者である家族の視点を重視した情報発信を積極的に行います。

さらに、認知症の本人や家族を見守る認知症サポーターの養成をさらに進めるため、区民、事業者等に加え、小・中・高校向け養成講座開催の機会を拡大します。

イ 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり

認知症に備えるため、認知症サポート医、認知症支援コーディネーター(看護師)等の専門職による個別支援の取組を推進するとともに、適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組を推進します。

さらに、民間のノウハウや医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの 支援に取り組むとともに、診断後のフォロー体制の充実を図り、認知症の本人の尊厳に配 慮した意思決定支援の取組を推進します。

ウ 認知症の本人や家族を支える地域のネットワーキングづくり

認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、認知症カフェや認知症家族交流会、介護者教室などを定期的に開催するとともに、認知症の本人等が普段から身近に通うことができる居場所づくりの取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族のニーズに寄り添う心理面・生活面におけるサポート体制 を構築するため、認知症サポーターや区民等によるボランティア活動の取組を推進します。

④在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、在宅医療や介護サービスに関する取組の普及啓発を行うとともに、高齢者あんしん相談センター等における退院支援等の取組を推進します。

さらに、区民における医療・介護情報へのアクセス向上を図るため、地域医療連携情報誌の作成や利便性の高い検索情報システムの運用を行うとともに、医療と介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

ア 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する区民の理解を促進するため、地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会、講座等を開催するとともに、かかりつけマップを活用し、かかりつけ医・歯科医・薬剤師定着の取組を推進します。

さらに、地域での在宅療養支援の取組を推進するため、高齢者あんしん相談センターや 地区医師会から、医療機関・介護サービス事業所等の情報提供を積極的に行うとともに、 高齢者の退院支援の取組を推進します。

イ 地域における医療・介護資源等の把握

区民における医療・介護情報へのアクセス向上と医療・介護事業関係者間のネットワークづくりのため、わかりやすい地域医療連携情報誌の作成を行うとともに、利便性の高い 医療・介護者情報検索システムの運用を行います。

さらに、地域の医療、介護関係者等が参加する多職種の会議を開催し、地域における在宅医療と介護連携の現状と課題の整理を行い、その解決に向けた政策形成につなげる取組を推進します。

ウ 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

高齢者の在宅療養者を支える取組を推進するため、ICTを活用した汎用性の高い情報 共有システムの利用を促進するとともに、医療と介護関係者の間における速やかな情報共 有の取組を推進します。

さらに、医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修会を開催し、お互いの業務の現状、専門性や役割等の意見交換を通じた顔の見える関係づくりの取組を推進します。

⑤高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)の機能強化

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての 重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備すると ともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、高齢者あんしん相談センターと区との連携強化を図るとともに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、他の関係機関との連携の強化を図ります。

ア 適切な人員体制の確保等

高齢者あんしん相談センターが、総合相談、権利擁護及び介護予防ケアマネジメント等の機能を十分に発揮できるようにするため、高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制を整備します。

さらに、複雑・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターの職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上の取組を推進します。

イ 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

高齢者あんしん相談センターにおける必要な機能を強化していくため、地域包括支援センター運営協議会を活用し、その業務状況を明らかにするとともに、それに対する評価及び必要な措置を講じる取組を推進します。

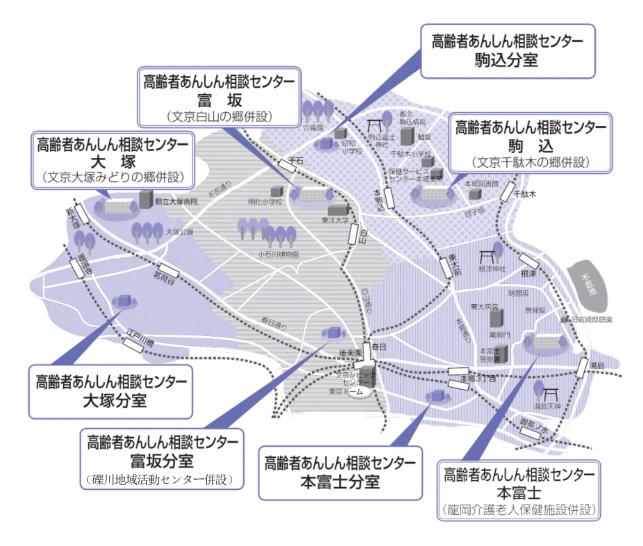
さらに、複雑・多様化する相談や困難事例、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等、 多様な役割を高齢者あんしん相談センターが十分に果たしていくため、区における後方支 援及び総合調整を担う体制整備の取組を検討します。

ウ 他の相談支援機関との連携強化

高齢者を適切に支援するため、高齢者あんしん相談センターの周知活動に取り組むとと もに、民生・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の 取組を推進します。

さらに、複合的な課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談 センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携の強化を図り ます。

【図表】6-1 高齢者あんしん相談センターの所在地



| 日常生活圏域 | 名 称 | 所在地 |
|--------|--------------------|--------------|
| 富坂 | 高齢者あんしん相談センター富坂 | 白山五丁目16番3号 |
| | 高齢者あんしん相談センター富坂分室 | 小石川二丁目18番18号 |
| 大 塚 | 高齢者あんしん相談センター大塚 | 大塚四丁目50番1号 |
| | 高齢者あんしん相談センター大塚分室 | 音羽一丁目15番12号 |
| 本富士 | 高齢者あんしん相談センター本富士 | 湯島四丁目9番8号 |
| | 高齢者あんしん相談センター本富士分室 | 西片二丁目19番15号 |
| 駒 込 | 高齢者あんしん相談センター駒込 | 千駄木五丁目19番2号 |
| 4,7 ~ | 高齢者あんしん相談センター駒込分室 | 本駒込二丁目28番10号 |

⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピア等の公営住宅を提供し、管理運営を行います。

ア 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保

区内不動産店及び住宅オーナーの協力を仰ぎ、すまいる住宅登録事業において民間賃貸住宅の登録を進め、高齢者の住居の確保をすると同時に、住まいの協力店において、相談者に対し、適切な情報提供を行えるよう努めます。

また、高齢者の居住に不安を抱く住宅オーナーに対しては、居住者の見守り体制を整備することにより、住居提供への理解を促進します。

イ 文京区居住支援協議会の設置

文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する文京区居住支援協議会を設置し、情報共有や支援体制の構築を行うとともに、高齢者に対する住まい方の支援の検討を行います。

ウ 公営住宅の管理運営

区営住宅、シルバーピア等の適切な運営管理を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう相談支援、生活支援します。

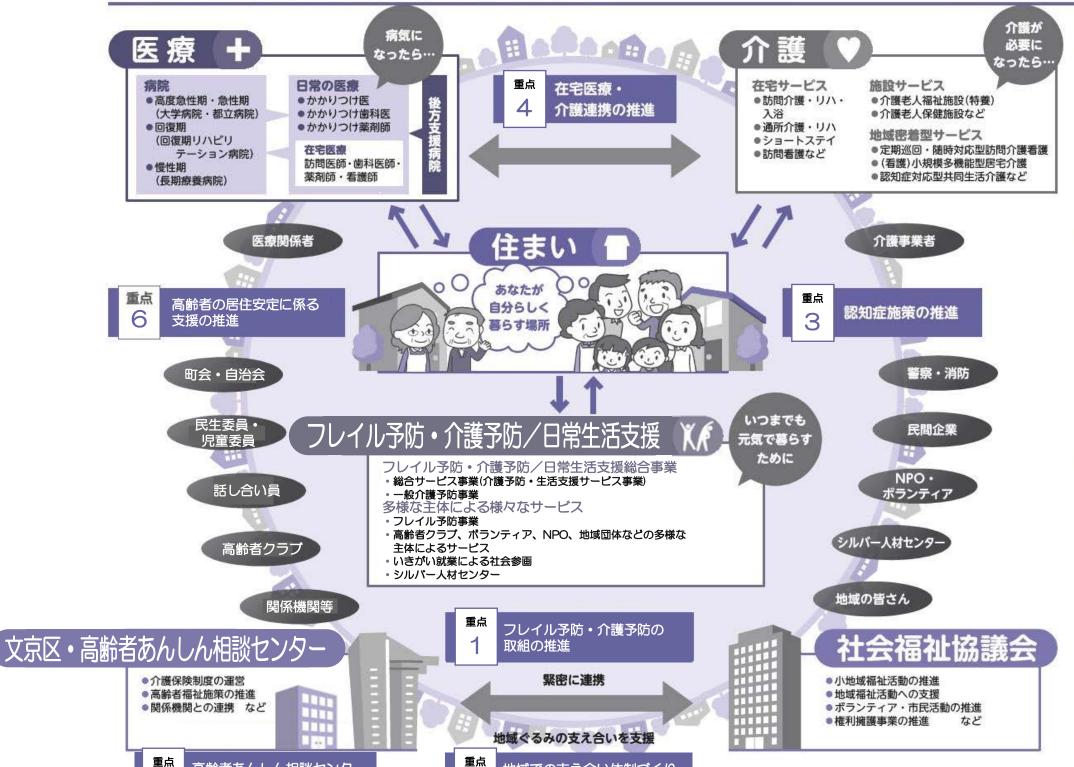
都営住宅等の募集に関する情報提供を適切に行うことで、特に住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案)

高齢者あんしん相談センター

の機能強化

~ 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくりの実現 ~



地域での支え合い体制づくり

2

の推進

地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた 地域でその有する能力に応じ自立した生活を可 能としていくため、医療、介護、介護予防、住 まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確 保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼 んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、 地域包括ケアシステムの構築が一層推進される よう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体と なって地域づくりの取組を推進していきます。

地域包括ケアシステムの 実現に向けた取組

- ①フレイル予防・介護予防の取組の推進
- ②地域での支え合い体制づくりの推進
- ③認知症施策の推進
- ④在宅医療・介護連携の推進
- ⑤高齢者あんしん相談センターの機能強化
- ⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんと ともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域 で自立した暮らしができるよう、自助・互助・ 共助・公助の組み合わせによって文京区全域で 支え合える地域づくりを進めています。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家 族のために、誰かのために、できることを探して

はじめる つながる みまもる

何かをはじめてみませんか。 何かをはじめることで誰か とつながり、誰かとつながる ことで地域とつながり、文京 区全域で高齢者を穏やかにみ まもりながら、安心して暮ら せる地域づくりをともに進め ていきましょう。